

第九回 参議院商工委員会議録 第五号

昭和五十九年四月十一日(木曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

四月七日

辞任 浜本 万三君
市川 正一君
理事 対馬 孝且君
齋藤栄三郎君
降矢 敬義君
森山 真弓君
高杉 駿忠君

補欠選任 橋本 敦君
齋藤栄三郎君
前田 典彦君
柴田 勲男君
杉山 弘君
志賀 学君
黒田 真君
豊島 格君

出席者は左のとおり。

委員

説明員
事務局側
員 常任委員会専門
外務省中近東アフリカ局審議官
文部省学術国際課長
部屋ネスコ国際化

野村 静二君
英 正道君
草場 宗春君

資源エネルギー
産業局長
通商産業省生活
産業局長
情報産業省機械
通商産業省貿易
局長
政策局長
房審議官大臣官
通商産業大臣官
房審議官大臣官
通商産業政務次
官房長
房長
大木 浩君
福川 伸次君
棚橋 祐治君
前田 典彦君
柴田 勲男君
杉山 弘君
志賀 学君
黒田 真君
豊島 格君

政府委員

通商産業大臣官
通商産業大臣官
通商産業大臣官
通商産業政務次
官房長
大木 浩君
福川 伸次君
棚橋 祐治君
前田 典彦君
柴田 勲男君
杉山 弘君
志賀 学君
黒田 真君
豊島 格君

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨一日、市川正一君が委員を辞任され、その
補欠として橋本敦君が選任されました。

○委員長(齋藤栄三郎君) 輸出保険法及び輸出保
険特別会計法の一部を改正する法律案を議題とい
たします。

本案の趣旨説明は既に聽取いたしておりますの
で、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○福間知之君 本法案の一部改正が提出された背
景につきましては、これからいろいろな角度で質疑
をしたいと思うわけでございますが、この種の法
案の改正がやはり強く世界的な経済動向の変化に
かかわっていることは言うまでもないところと思
います。したがって、まず、昨今の我が國をめぐ
る海外の経済状況についてお伺いをしたいと思う
わけでございます。

先週でございましたが、河本企画庁長官とも、
特にアメリカの経済の状況、あるいはまた先進
国、そしてまた開発途上国等の経済の現状と見通
しについて議論をしたところでございますけれど
も、小此木通産大臣もそのときいろいろお聞き
をいただいておつたと思うんですが、通産当局と
して当面の特に先進国の経済の状況についてどう
いう見通しを持つておられるか、お伺いをしたい
と思います。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 一九八〇年以降
世界経済は連続して大変な停滞に見舞われたわけ
でございますが、現在は緩やかなテンポではござ
いませんけれども、回復基調にあるということは數
字が示しているところでございます。この背景と
いたしましては、八一年以降にインフレが鎮静化
いたしましたし、金利もやや低下したということ
もございますが、八三年のアメリカ経済の回復の
動きあるいは石油価格の低下等、そういう情勢の

第五号

(1117)

変化があると思うのでございます。

今後につきましては、世界経済は先進国を中心
に当面現在の回復基調というものを持続していく
と見ておりますものの、やはり高水準の実質金
利、あるいは保護貿易主義的な傾向が非常に高ま
っております。そういう意味では多少の懸念材
料があると認識いたしております。

○福間知之君 特にアメリカの経済の現況です
が、一般的に報じられるところによると、ややこ
のところ景気が過熱ぎみではないか、こういうよ
うな見方がされておるわけでございます。もとも
と昨年後半からアメリカの景気回復はかなり底が
たいものがあると、こういう見方が出ておりまし
たし、現にまたその上に立ってやや過熱ぎみじゃ
ないかというふうな事態に到達しているとするな
らば、もともと財政とか、あるいは貿易の入超、
そしてまた貿易収支、經常収支の悪化、さらに雇
用というふうな点で問題を抱えながらこのところ
推移してきたアメリカ経済であるだけに、果たし
てその過熱ぎみというのはどういう背景でそうい
うことになってきたのかということであります。

今までいえば、今年度八四年度のアメリカの
実質経済成長率が恐らく五・五%ぐらいの水準に
達するんじゃないか。一昨年八二年はマイナス
一・九%だと、こういうふうに言われておるわけ
ですから、大変なこれは様変わりだと思うわけ
です。果たしてそれでこれから先、そういうテンポ
で順調に回復していくのかどうか、こういう点、
どういうふうに判断をすればいいんでしょうか。

○政府委員(柴田益男君) アメリカの景気見通し
でございますが、確かに先生御指摘のように、ア
メリカの現在の景気は非常によくなってきており
まして、一部では確かに過熱ぎみのような事態も
出ていることは事実でございます。アメリカの景
気がよくなってまいりましたのは、昨年来まで自

○委員長(齋藤栄三郎君) ただいまから商工委員
会を開会いたします。

國務大臣
通商産業大臣
小此木彦三郎君

が伸びてきた。それに続きまして、住宅投資が非常に伸びてきたわけでございます。昨年の後半に入りまして、個人消費、住宅投資だけではなくて、本格的な設備投資が出てまいりました。非常に対現在設備投資の伸び率が高くなっているわけですがございまして、いわば景気がいいよしよ本格化したということは言えるんだろうと思います。

○福間知之君 今御指摘のように、設備投資あるいは個人消費、住宅投資等がかなり好転をしているということに今日の景気回復の背景がある。下支えがあるんだろう。こういうふうに考えられるわけであります。ところが、やはり御指摘されたよろしくな財政赤字というものがかなり大幅であって、昨年度は千九百五十四億ドルの赤字、これが今年度から来年にかけて約二千億ドル水準に達するんじゃないか、こういうふうに言われています。これならば民間の資金を圧迫しないだろうか、そして景気に水を差さないだろうか、というのが懸念されますね。設備投資の盛り上がりに水をかけないのだろうか、こういうことが一つ懸念されるわけであります。それから、貿易収支の赤字も一つ問題視されるんじゃないかと思つております。特に昨年、八三年には農産物やら兵器、武器、

これは主としたアメリカの輸出の商品であるんです
が、これがいさか不振だった、余り振るわなか
つた。加えて、景気回復に伴って逆にガソリンと
か自動車あるいは通信機器等の輸入が拡大をし
た。結局貿易収支がここで赤字につながっていく
要因になつてゐるわけであります。昨年、八三通
年の赤字幅が商務省の予想どおり七百億ドルぐら
いに達するのじゃないか。とりわけその中で対日
貿易の赤字が二百十六億から二百一十億ドルぐら
い予想されてゐる。とすればそれは史上最高の対
日赤字、こういうことになりそうなんですねけれど
も、貿易収支一つとってもそういうふうな見通し
があるわけでありまして、だとすれば、やはり景
気のこれから先に、今指摘したような要素はマイ
ナスとして判断をせざるを得ない。結局、今の住
宅投資とか設備投資というのは一面でこれは循環
的な一つの回復を示しているのであって、より根
源的には、あるいは構造的にはアメリカの経済と
いうのは今回復を續けているような状況で一本調
子で順調にこれから先上昇を続けていくといふやう
には考えられないんじゃないだろうか、こうい
うふうな危惧を持つてゐるわけであります。

以降なんだということで、これは御意見もお聞きをしますけれども、問題は最悪の場合に日本がつまずいてしまうようなことがあれば大変だということで、政策的な配慮を諸般の面でやっていかなければならぬ、やつてもらわなきゃ困る、こういうふうに思うわけです。

○政府委員(柴田益男君) アメリカの景気がこのままどんどん伸びていくことは非常に問題があるだろうという御指摘でございますが、確かにそのような要因はござります。

一つは先ほど来話が出ております財政赤字の問題でござりますけれども、まずこの財政赤字につきましては現在のレーガン政権、先般赤字を数年にわたって約千五百億ドル縮減するという発表もいたしておりまして、歳出の削減あるいは増税というような形で数年にわたりまして千五百億減らしていくこと。先ほど御指摘がありましたように、去年の赤字が千九百五十四億ドル、これを今後少しでも減らすという努力をしていくということで赤字問題についてはある程度抑えがきくということとだらうと思います。

もう一つの問題であります貿易収支の問題でございますが、これも確かにおっしゃるとおりでございまして、現在非常にアメリカの景気がよくて国内生産では間に合わなくて輸入に期待しているというようなこともあります。ただアメリカの貿易構造を見ますと、貿易収支で赤字であっても貿易外の黒字あるいは資本の流入が非常に多くございまして、国際的な収支面でまいりますと貿易の赤字を貿易外あるいは長期資本の流入といふことで補っているわけでございまして、その辺で相償しているというところでございます。そういう意味におきまして、問題は貿易収支だけではなくて今後も従来どおり資本流入があるかどうか、その辺も注目していくべき点ではないだろうかと思っております。ただアメリカの景気がこれまで伸びていないで将来縮小した場合、日本の経済に対して影響が出てくるんじゃないかなといふような御指摘でございますけれども、ことしの

○福間知之君 いずれにしましても、当面力強い回復を見せているアメリカの経済でございまが、それがまた行き過ぎますと幾つかのボトルネックにぶち当たります。例えば稼働率が今までの統計でいくと、八四%ぐらいになれば、これはフル操業だと言われておるわけでありまして、最近の研究ではこの稼働率八一%がマキシマム、それ以上になることは危険だ、こういうふうなことが言われております。また失業率も七九%前後が自然失業率、変な言い方ですけれども、自然的な失業水準だと、こういうふうに言われておりますが、現に既に七%台に下がってきておりますので、そこらが一つのこれからアメリカ景気のボトルネックになっていくんじゃないかと、こんな見方が一面あるようであります。いずれにしても、それらを適切にやはり対応をして景気が長続きすることを私どもとしては期待をする立場にあるわけですから、十分これは注意を要する。一概に楽観的であることがいいとは思わない、こういう点を申し添えておきたいと思うわけであります。

題、カラーフィルムの陰面紙、木材製品等々の関税引き下げや撤廃、こういう課題があるようあります。政府も通産、大蔵、外務、農水、経済企画庁、関係省庁でこの対外政策について議論をして、サミットに向けて準備をしようと、こういふようありますけれども、通産当局としては最近のアメリカのこの種、この自由化促進の強い要請に対してどういふうな心構えで対応しようとしているのか。特に、毎日のようにVANについては新聞紙上にぎわしておりますけれども、この際御意見を一遍拝聴しておきたいと思うわけです。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 世界経済は、昨年

來の原油価格の低下であるとかインフレの鎮静等を中心にして、米国経済が先ほども申し上げましたように回復しておるわけでございますが、歐米における雇用情勢というものは依然として厳しいことも私どもは十分認識いたしておるわけでございます。さらに、貿易赤字等を背景といたしまして、アメリカ等においては保護主義的な色合いが非常に高まっております。我が国に対して一層の市場開放であるとか輸入の拡大等を要求されているわけでございます。しかし、自由貿易体制といふものはどうしても日本といたしましても、またアメリカにとつても欠くべからざるものでござりますから、我が国としては何としてもこの保護主義台頭といふものを排除していくしかねばならない。今後もこの防止に努めまして、世界経済の再活性化を図るべく大いに努力していかなければならぬと思います。そのためにはいろいろな施策を行っていかなければなりませんけれども、まず、産業協力であるとか先端技術の協力であるとか、世界経済の再活性化のための国際協力に積極的に通産省、政府といたしましても取り組んでいく所存でございます。

○福間知之君 関税問題では、アメリカは強く要求してきている合板などの木材、紙製品、お酒類、こういうものが関税引き下げの対象の中で重

に、最近は日本国内における弁護士業務、この門戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産当局に関連の深い通信衛星の購入問題ですね。これについては通産当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の購入問題ですね。これについては通産

当局はどのよ

うにお考

えか

ます。

通信衛星につきましては、当省といたしましては一方において通信衛星の自主技術による開発、これを堅持する必要がある、ただ、それと両立する形で海外からの輸入ということも認めていくべきではないか。特に将来民間部門が通信事業に入りまいりますので、そういう民間部門にて通信衛星の輸入が行われるということは結構じやないかと、そういうような立場で今関係省庁との間の意見のすり合わせをやつてきているところでございます。

また、金融・資本の問題でございますけれども、これは大蔵省さんの問題でございますので、それも、これは大蔵省さんとの間で申すべきことはないわけですが、それでも、ただ、我々の貿易を所管している立場なども、もうアメリカにひとつ衛星を打ち上げてもらおうかというふうなことを考え出すような時代なんですね。国内では、開発事業団あるいはまだ大型衛星の促進というふうなものをやつておるけれども、まだかなり先になると。ところが、欧洲その他はやっぱりもう大きなやつを上げまして実用化しているわけですよ。そういうようななどを実用化しているわけですね。どういふうなところなんですかと、これについてどうひとつお考

えか

ます。

戸開放なども言つてきているようです。

ところで、通産

当局に

深い

通信衛星の問題でございます。

また、金融・資本の問題でございます。

それからもう一点、これも重要なアメリカから

の要求ですが、いわゆる金融・資本の市場開放で

すね。これは大蔵当局のマターでございますけれ

ども、しかし、これは単に役所は管轄が大蔵だと

いうだけで、日本の経済、金融に大きな影響があ

るんですから、金融・資本市場の開放について

決着はついたと。一方アメリカの要請その他も

らみながら、決着が図られたあの中身ですね。許

可制とか届け出制とかあるいは最終的には外資規

制を外すというようなところまできましたけれども、これについての感想を一言お聞きしておきた

いと思います。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 今先生の御質問、多分

に当省所管でなく他省所管にかかる問題でござ

りますので、お答えにくい点もございますが、お

まづ、通信衛星の問題の御指摘でございますけれ

ども、今関係各省の間で鋭意検討が進められてお

ります。今月末にも一つの結論を得る方向で努力が続けられているわけですが、それどころか

これがなかなか決着がつかないままになってしま

ったんです。それで、両省としてはお

まづ、お互いに格好いいことを申し上げれば、国益とい

うことを中心にして議論してそれなりの私は成果が

上がったと思います。それぞれ郵政省側の言い分

も通産省側の言い分も通りまして、率直に言つて

格好よくまとめてもらつたと思つております。と

同時に、アメリカに対してもアメリカの言い分も

かなりそんたくしてこれはでき上がつたのではな

いと私自身は考えております。

この十四日か十五日に私はブロックさんとも会

う機会がございますので、そのことについてアメ

リカ側の意見も、あるいは日本の人も会

う機会がござりますので、そのことについてアメ

リカ側がどう言うか、それも聞いてこ

う機会がござりますので、そのことについてアメ

リカ側がどう言うか、それも聞いてこ

う機会がござりますので、そのことについてアメ

リカ側がどう言うか、それも聞いてこ

う機会がござりますので、そのことについてアメ

リカ側がどう言うか、それも聞いてこ

う機会がござりますので、そのことについてアメ

リカ側がどう言うか、それも聞いてこ

B.M.は日本に進出するというふうなことを新聞で発表できるほど準備が進んでいるということに目をみはらさず、ならぬと思うわけであります。しかし、私は、郵政が主務官庁であつて、通産はそうでないとか、いろいろなことはなしに、現実にこれが動き出しますと、例えば京セラやソニーや一つの第二種事業VANをやるなどといふふうなことをかつて発表しましたけれども、そういうふうなことがありますと、これは国内ですぐれで民間の事業活動として、産業活動として通産当局がいろんな政策的な配慮も、場合によっては後ろ盾もしなきやならぬといふような事柄ではないかとういうふうに思つておるんです。まして開放度が進んでアメリカからもより自由に参入できるということになりますと、この種の情報通信分野のこれからのが社会的な大きなインパクトを考えますと、それこそナショナルインタレストの立場からも配慮をしていかなきやならぬ、そういうふうに思つておりますので、当局としてもまだこれから勉強等御尽力をお願いしたいと思う次第でございます。

次に、法案に関連いたしまして質問を進めてまいりたいと思うんですけども、海外の、いわゆる諸国における累積債務が今大きな問題として国際的にもクローズアップをしております。昨年の世界銀行の報告によりますと、開発途上国全体の債務は毎年一〇%程度ずつふえている。それが十年後には約二兆ドルに達するんじやないかと予測されております。ちなみにIMFによりますと、昨年末の非産油開発途上国、非産油发展途上国全体での累積債務残高は六千六百四十三億ドルと指摘されておりまして、これは七三年、十年前の約五倍の規模に達しているようであります。ある資料によりますと、非産油发展途上国外の累積債務を抱えている国も合わせまして全部で八千億ドルという数字もあるようですがれども、私今ここに指摘したのは六千六百四十三億ドルでございま

すが、それが約十年後には二兆ドルになるだろう、先進国が累積債務国へ資金を継続的に出すことができなければ世界经济自体が破綻をすること

になるんじやないか、非常に今後楽観できない厳しい事態が考えられる、さらに現在の累積債務問題の大さな特徴といたしまして、低所得国よりもむしろ工業化をある程度促進してきた、国民所得も幾らかは高くなってきた中進国と呼ばれる国々に累積債務問題が深刻になりつつある、こういうことが言われております。こういったこれから世界経済の発展の一つの核にならなければならぬ中進国等の経済的な挫折というものが顕在化いたしますと、これは世界経済全体に非常に大きな悪影響を及ぼす、こういうふうに考えるわけですか。しかし、今提案されている種の保険の法案の根本的な哲学といいますか、考え方というのは世界経済が回復するまでのつなぎというふうなものではないかと一面考えるわけでありまして、とすれば、現実とかなり大きなギャップが生じていると言わざるを得ない。そのつなぎというのは二年や三年という短期のものでは済まない、こういうふうに思います。

もし累積債務の解消というのがおくれればおくれるほど輸出保険制度にかなり長期にわたって多額の予算をつけ込まざるを得ないという事態が考えられるわけであります。そこでこのような点も踏まえながら累積債務問題の今後より確かに見通しというものを聞きをしたいのですが、総括的にまずお伺いをする次第です。

○政府委員(杉山弘君) 先生から今御指摘ございましたように、発展途上国の累積債務につきましては世銀が一九九五年までの推計もやっております。御指摘のように年率にしますと一〇%程度の伸びになるようでございます。特に最近におきましてこの債務累積問題が非常にクローズアップされてまいりましたのは、同じ世銀の資料によりますと八〇年から八年の間につきまして発展途上国の対外債務の残高は約一四%弱でございますけれども、年率でふえてきております。

それに対しまして、一方LDCへの資金流入がわずか二%台の年率の増加でしかなかったというところに基本的な原因があるようでございます

が、同じ世銀の見通しによりますと一九九五年までは年率で一〇%程度対外債務残高も増加をいたしますが、一方ではLDCへの資金流入につきましてはほぼ同じ一〇%台の増加が見込めるというふうなことがあります。

したがいまして、ここ数年にございましたような、一方では資金流入が非常に低いレベルの増加にとどまりながら、対外債務だけが一〇%台に上る、増加する、こういうようなことは避けられるという意味では一応危機的な側面は当面避けられるんじやなかろうかということとございますが、基本的な解決が図られるのかというあたりにつきましては、むしろこれから課題ではなかろうかというふうに考へるわけございます。

○福間知之君 御指摘のように余り大きな支障を招来しないで、しかも当然これはかなり長期にわたり金をつぎ込んでいかなければならぬということは、一面また避けられないというふうに考えますので、できればそぞ御説明のとおり推移することを期待したいんですけども……。

きのうでしたか、IMFの暫定委員会の議長のドクレルク・ベルギー大蔵大臣がIMFのいわゆるSDRを創出してこの累積債務問題打開のために前向きに対処してはどうかというふうな提言があつたと一部新聞で報道されましたけれども、まさしくそのような措置を必要とすると考えなきやならぬのぢやないかというほど、これはやはりこの累積債務問題というのは国際的な重要な事態に到達をしているというふうに考えられるわけであります。

ところで、この輸出保険の問題というのは先ほど來から申しているように、世界経済の動向と裏腹の関係があるわけでありまして、したがつて、我が国としては言うならば大口債権国といいますか、こういう立場でもあるわけですし、さらに、世界経済の一つの有力な牽引車と、こういうふうな立場からしましても、一つは経済成長を維持していくという上で、あるいは二つは市場をより相互に開放的にしていく、三つは途上国への公的な

資金の継続的な供給というふうな立場、それらを怠つてはならない、そういうふうに思うわけです。特に ASEAN の諸国の中に大口のこの累積債務を抱えている国も存在をしておるわけでありまして、それらの国に対する救済は急務だ、こういふふうに言われております。通産当局は今後対外政策、先ほど来申し上げたような対外政策の策定に当たってやはり輸出保険についてもどういうふうに対応を強化していくのかということをお伺いしたいと思います。

ございまして、こういった借入金の返済というのにはリスクケジュールの性格から申しまして短期にはなかなか返済できないものでございますので、ある程度こういったものにつきましては借りかえといふようなことをお願いをせざるを得ませんので、こういった点につきましては輸出保険特別会計法の改正ということを御提案申し上げております。

それと同時に、今申し上げましたような保険金の支払い業務が膨大化いたしますので、やはり私ども事務手続の簡素化、合理化というものを進めなければこういった保険金の円滑な支払いができるないという情勢にございますので、こういった観点から特に政策的な意義が少くなり実際の御利用の程度も少なくなりますと保険、海外広告保険及び委託販売輸出保険の二種の保険につきましては、この際事務合理化、簡素化の観点から廃止をさせていただきたい。

以上申し上げました三点を今回の法律改正の中で御提案をいたしているわけでございます。これにつきましても各方面からいろいろな要望が出ておりますので、私どもそういった要望につきまして謙虚に耳を傾けながらこれから運用の彈力化、機動的運用といった問題についても努力をしてまいる考え方でございます。

○福間知之君　ちょっと前後しますけれども、今大きく三つに分けて御説明があつたんですけれども、私がお聞きしたいと思ってた一部入っているんですけれども、改めてカントリーリスクによる我が国への影響という観点で輸出にどういうふうな影響を及ぼしているか、特に触れられたプランと輸出の現況あるいはこれから見通し、それが一つ。

それからやはり中小企業の輸出、特にこれはデベロピングカントリー向けの輸出ですね、この現

状、それからそれが非常に厳しさを加えているだけでございますが、一〇五%といふことでかなりいて当局はどういうふうに配意されていくのか、この二つをお聞きしたい。

○政府委員(杉山弘君)　ただいまの御答弁の中でも申し上げましたカントリーリスクの増大がプロト輸出及び中小企業性製品の輸出に影響を与えているということにつきまして、少し数字を挙げまして御説明を申し上げたいと思います。

まずプロト輸出でございますが、これは最近時点での動きを見てまいりますと、五十六年度に総額で百七十五億ドルという数字を記録をいたしましたが、これをピークにいたしまして五十七年度は百三十五億ドルということと前年度に比べまして約三%程度の減少になつたわけでござります。五十八年度はまだ全体の数字は出ておりませんが、一月までの承認実績を見ますとやはり相変わらず減少を続けております。前年の同期に比べまして約三七%程度の減少になつておりますと、五十九年度全体の数字はまだ手にいたしておりませんが、年度全体といたしましても約四割ぐらいの減少になるのはなからうか、総額では約六十億ドルぐらいというふうに見ていくわけでございます。

それから中小企業性製品の輸出でございますが、中小企業性製品の輸出につきましては昭和五十年以降減少をしてきたわけでございますが、世界経済全体の動きに明るさが出てまいりました。昨年は後半から回復調となつてきております。ただ、大企業性製品と比較をいたしてみますと、その回復の足取りは中小企業性製品の場合には一段と強くなってきております。

若干数字を御説明申し上げますと、大企業性製品は五十八年の下期五十六年の水準を一〇〇といつたしますと一〇四%の水準まで回復をいたしてきておりますが、中小企業性製品は昨年の下期の段階で一〇〇・六%とようやく五十六年の同じ期間の水準に達したという状況でございます。この中 小企業性製品の先進国向け、発展途上国向けに分けて内容を眺めてみますと、先進国向けはアメリカなどではなかろうかと考えられます。中小企業性製品の輸出でございますが、先ほども御説明申し上

が一〇五%、これは五十六年を一〇〇としてございますが、一〇五%といふことでかなり

五十六年の水準を上回るレベルまで回復したわけでございますが、発展途上国向けはまだ九%といたことで五十六年の水準をも回復していない、

こういうような状況でございます。これは先ほど来種々御指摘ございましたような発展途上国の債務累積、それを背景とした国内経済の引き締め、開発計画の見直し、こういったものがその原因となつていて、このふうに私ども考えているわけでございます。

○政府委員(前田典彦君)　ただいまの御質問の中

で中小企業向けの輸出の振興策についてお答えを申し上げます。

第一にジエトロを通じまして中小企業を対象といたしまして商品動向あるいはマーケティングと並んで、中小企業等海外市場開拓準備金制度と並んで約三七%程度の減少になつておりますと、五十九年度はまだ手にいたしておりませんが、いわゆる年度全体といたしましても約四割ぐらいの減少になるのはなからうか、総額では約六十億ドルぐらいといふように見ていくわけでございます。

その他の中小企業性製品の輸出でございますが、金融の補完的な措置といたしまして信用保証協会によりまして中小輸出商社向け及び輸出関連の中小メーカー向け、というのに輸出運賃資金借り入れの円滑化を図るために信用保証制度といふのを講じております。輸出保険につきましては特に大企業向け、中小企業向けと分けた制度はございませんが、手形保険を初めといたしまして中小企業の健全な輸出取引の振興に役立つておるものと考えております。

○福間知之君　今の御両所の説明よくわかりました。ことしの五十九年といいますか、五十九年度といいますか、どちらでもいいんですが、この回復調査がそのまま一本調子で期待できますか。

○政府委員(前田典彦君)　御案内のとおり、輸出保険は独立採算の原則で運営をしなければならないといふことになつておりますので、取引上の危険が極めて大きな国といふようなところにつきましては保険の引き受けを制限せざるを得ないわけだと思います。したがいまして、例えばリスクケジューを実施して、つまり払つてこないような国でござりますとか、あるいは戦争、内乱等によりまして国内経済が非常に混乱をしておるような国

のようないふらん、不振といふような状況が継続するのではなく、かうかと考へられます。中小企業性製品の輸出でございますが、先ほども御説明申し上げましたように、昨年の秋以降、大企業性製品に比べますと緩やかではございますが、回復の傾向をたどっておりますし、世界経済全体につきましては、今年度はなお明るさが増してくるような感じかと思いますので、回復の傾向は依然として持続をすると考えておりますが、やはり大企業性製品との関係で見ますと、そのテンポは中小企業性製品の場合にはなお緩やかなものにとどまるというふうに考えられると思います。

○福間知之君　ありがとうございました。

大体六十五カ国程度のものを特定国としております。ただこの特定国というのは、先ほど申し上げました非常にリスクの高いところからそれほどではない、しかし十分にウォッチをしておかなければならぬというところまで含めておりまして幅があるものでございます。したがいまして、その特定国の中でも引き受け停止をしなければならないというようなところをもう少し弾力的に引き受け得るようなところに動かすとか、あるいはもう特定国として監視をする必要がなくなつたようなところは外すといふようなことはいわゆるカントリーリスク・ステディーといいます。そういうものを機動的に行いまして、彈力的に外すべきものは外すというような努力をしておるわけでございまして、今後も続けてまいりたいと思います。

○福間知之君 この改正案の背景は、保険金支払の急増に伴う資金の不足という点にあるわけでありまして、経理の内容は別にまた後ほど触れますが、この資金不足の面で五十九年度約千五百億円余りと報じられております。かなり大きなものでございまして、この不足はいわゆる累積債務国の急増ということだけに起因するものかどうか、この累積債務の問題が五十年の通商白書におきましても既にいずれ極めて厳しいものになるであろうという記述があります。そのことに見られますように、きのうきょうの問題では必ずしもない。今日の状況をある程度見越した対策が今までに必要だったのじやないかというふうにも思われます。これが少し酷な見方でしょうか。保険の審査に今までいささか甘さというものがなかつたかどうか、これはあえて指摘しなきやならないものかどうですか、そこらあたりの御見解を伺います。

○政府委員(前田典彦君) この発展途上国の累積債務問題というのは比較的最近急速に起こってまいったわけでございます。特に今まで、先ほどの御質問の中にもあつたかと思うんでございますが、どちらかといふと、中進国あるいは石油が出てお金持の部類に分類できるような国が急速に悪くなつたというようなことが累積債務問題の非

常に大きなあります。若干数字を申し上げさせていただきますと、私どもの輸出保険の支払いは御案内だと思いますが、非常にリスクの高いところからそれが決まりました。短期間でかなり大幅な増加が見られた原因は一体何か。また、財政投融资からの千百四十四億円の借り入れが決定される前に大蔵省との間でかなり深刻なやりとりがあつたと言わわれているんですけれども、どういう経過がございましたんでしょう。二点についてお伺いしたいと思います。

○福間知之君 バイヤーが払えなくなつたというこれを通常信用が払えなくなる、バイヤーは現地通貨で支払いをするわけでございますが、それを交換可能なハードカレンシーにかえて送つてくるということがで

きなくなるというのが非常危険、いわゆるカントリーリスクでございます。それを国際的に債権国が集まりまして債務繰り延べをするわけでございます。そういういわゆるリスク分の割合というのは五十五年度ではまだ四割弱、三六%というようないい数字であったわけでございますが、五十六年度にそれがふえ始めまして、五十七年度には七割、それからことしの見込みは八割、来年度の見込みは九割、つまり一般の保険事故でなくして十分な手当ができるというふうに、そういう特殊な保険事故というのが急速にふえてまいつたというのが現状でございます。また、こういう国際約束に基づきます債務繰り延べ措置と一緒にいつたのがありますので、通常の保険金支払いとは違う。そういう意味で特に私どもが何と申しますか、緩い保険引き受けの結果このようないうものにつきましては国と国との約束で返すところになつたというわけではないと考えております。ちなみに、諸外国の輸出保険機関、まあ私ども相互に情報交換をしておりますが、大体大きな債務者会議のよろんなのでござりますから、公になるまではちょっと私どもから国名を挙げて申し上げるわけにはまいりませんが、非常に大きな債務を持つておる国がそれ以後の時点でパリ・クラブで債務救済を要求するということがほぼ明らかになつてしまつたわけでございます。

そういうことで数字が大きくなつたわけでございますが、千五百億というはある時点で内部でもそういう計算をいたしましたし、それから新聞等にも出ておつたわけでございますが、債務国のが実際に、繰り延べ対象の債務が実際にどれくらいになるかというのは、パリ・クラブに出た後でもなお動くというぐらい確定しないものでございまして、極端に申しますと発展途上国の一一部には大体自分ところの借金がどれくらいあるかはつきりつかめてないような国といふものもあるわけございます。そういうことで、年末ぎりぎりに

だと言われておつたのが、概算要求のときにはこの不足の見通しが千五百億円に倍増をしておるわけであります。短期間でかなり大幅な増加が見られた原因は一体何か。また、財政投融资からの千百四十四億円の借り入れが決定される前に大蔵省との間でかなり深刻なやりとりがあつたと言われているんですけれども、どういう経過がございましたんでしょう。二点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(前田典彦君) 昨年の八月時点、いわゆる予算の当初要求の時点でございますが、私どもは七百五十三億円の借り入れを要求したわけでございます。その時点ではそれだけあれば五十九年度において予想される債務繰り延べに対しまして十分な手当ができるというふうに、そういう国際情勢であつたわけでございます。ところがその後、例えばこれは既にパリ・クラブ――これはパリで正式な債権国会議というのが、パリ・クラブのようないうものにつきましては国と国との約束で返すと、それが何年に一回ぐらいやるんですか。

○福間知之君 今のパリ・クラブの会合というのは、これは何年に一回ぐらいやるんですか。

○政府委員(前田典彦君) パリ・クラブの会合は、特にこういうふうに債務救済を頼むような国が多くなつたものでございますから、ほとんど毎年二回ぐらいは最近やつているんじゃないかと思ひます。その中で私どもが非常に大きな、大きな国といいますか、債権を持っておる場合には出でます。それでも新聞等では御案内だと思いますが、この債権国会議というのは何といいますか、企業で言えば

債権者会議のよろんなのでござりますから、公に出席をしない場合もございますが、パリ・クラブはほとんどしょっちゅうやつておるという感じになりますし、それから、例えばアフリカの小さな国のように私どもが余り債権を持ってない場合に、前はそうじやなかつたんですが、最近はそういうことになつてしております。

○福間知之君 要するに、少ない国でも個別にやると、極論すれば、そういうことで回数はもう常時やらなきやならぬという現状だと、こういうことになります。

○政府委員(前田典彦君) 相手国にそれぞれ応じまして、今週はどこどこの国に対するパリ・クラブといふようなこともございます。それから同時に一般問題を論ずる場合もございまして、例えば債務救済の一般的な方といふようなことの議論をする場合もござります。

○福間知之君 それは大変御苦労さんでござります。

○政府委員(前田典彦君) 保険制度の改定について次にお伺いしたいと思うですけれども、保険利用者の側からの要請は、大別しますと、一つは引き受け制限の緩和でありましょう。一つは付保対象を拡大するという

ことでしょう。三つ目は運用そのものの強化を進めばほしいうことであります。これらの点のうちで特に付保対象の拡大につきましては、現在対象となつていないところのリース物件、この付保対象化を図ることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。さらに、運用そのものの強化ということにつきましては、包括特約の加入対象の拡大あるいはクレーム処理の機構の迅速な運営等が必要だと思いますが、こういうふうな面での改正が果たして可能なんでしょうか、どうなんでしょうか。

○政府委員(前田典蔵君) ただいまのリースに対する保険と、いうのを拡大をせよと、対象にせよというような御意見というのは以前から伺っております。それで、私どもも鋭意検討いたしまして、煮詰まれば今回の改正にもお願いしようかというようなことで、中で検討したわけでございますが、非常にいろいろな問題がござります。現実にリースにいろいろな形態がござりますし、それから海外で、これは建設工事でござりますとか、プラント建設あるいは土木建設というような場合に、工事用の機械、土木機械等をリースで持っていくというようなケースがございまして、現実に責任がどこにあるのか、それから保険でカバーすべきリスクがどういう状態にあるのか、そういう技術的な問題が非常に多くございまして、現在私ども委員会を設けてなお検討を続けておるという段階でございまして、まず第一に法改正をする必要があるのかどうか、現在の法律の範囲でもやれるかどうかという点も含めまして検討しておるわけですがございまして、現在お願いする段階までは煮詰まってないわけでござります。

それから、もう一点のクレーム処理という点でございますが、ちょっと御質問の趣旨がよくわかららないんでござりますけれども、保険金支払いに対するクレームという点でござりますと、今まで特にそういうことを必要とするというような状態にはなかつたというふうに理解しておりますけれども。

○福岡知之君 今御説明がありましたけれども、クレームそのものあるいは保険対象になすべきクレームは果たしてどうなのかといふうなことで何か技術的なことで少し検討が難しいというような趣旨ですけれども、これは法改正するかせぬかというところまでまだ詰めていられないようですから無理はないんですけども、検討されて一応そういう改善をやろうという心構えはあるわけですね。来年ぐらいまでは一応結論を出され何かの方針が決まりますか。

○政府委員(前田典彦君) まず、リース契約を保険の対象にするかどうかという点につきましては、現在その委員会で調査をしておりますので、その委員会がいつを目途に答えを出すかというのはまだ確定をしておりませんが、非常に技術的に難しい問題があるというふうに理解をしております。それで、ちょっとといつまでというようなお答えはいたしかねますが、必要があれば次々と改正をしていくというような前向きの方向で検討していくことだけは申し上げられると思います。

○福岡知之君 運用の弾力化という点は包括的な特約の加入対象を拡大してはどうかということ、それからクレームは処理を迅速にしようと。何か機構は面倒くさい面があるのかどうか知りませんけれども、要するに結論的には、クレーム処理というものを円滑に、さらに迅速化しようと、こういうふうな趣旨でござりますか。

○政府委員(前田典彦君) 失礼をいたしました。保険事故が生じた場合の保険金の査定、支払いにつきましては私ども約款でもきちんと書いてございますし、それから不服があればしがるべき不服申立てをするというような制度もございますので、その点については問題ないかと思います。

それ以外の、保険の運用その他一般につきましては、いろいろと私ども鋭意やっておるわけでございますが、人手が足りないというようなこともありますし、いろいろ御希望が多いということはございましていろいろ御希望が多いということは伺っております。それは例えば、輸出保険協会で

ござりますとか、あるいはもろもろの輸出組合でござりますとか、そういうところで意見交換を十分にやりながら、できる限り御要望に沿うというような方向で改正をしてまいりたいと考えております。

それから包括の対象の拡大という点、ちょっと御質問のお答えを落としたわけでございますが、包括の対象につきましても、確かにある種類の製品、特にこれは今、カントリーリスクの少ない先進国向けの一部製品につきましてその包括に御加入いただいていないという部分が若干あるわけでございますが、そういう点につきましても、私ももちろん、何といいますか、輸出保険の営業努力といいますか、なるべく今後お客様になつていただいくというような方向で努力をしてまいりたいと思います。

○福間知之君 今申し上げたような点がユーチャーの側から見れば改善を期待しているような点でございまして、御答弁のように、せっかくさらには改善には努力を要請しておきたいと思います。

次に、いろんなそういう保険制度あるいはその運用について注文も出されているわけですから、もう、もう一つ、その種の注文の中に、経済のソフト化への対応に伴う制度運用という面が一つあると思うんです。ソフト化の進展によりまして、ソフトウェアの技術だけの輸出も近時盛んになつていると思われるんですけど、現行の保険制度におきましては、普通輸出保険技術提供契約、包括保険により船積み前のハードの費用については保険が掛けられていますが、ソフト費用についてはカバーされていないようあります。むしろ、これら本当に重要なのはこのソフトの部分でございまして、その輸出が拡大するという見通しに立った場合にやはり対策が必要と思われるんですが、その点についてはどうですか。

○政府委員(杉山弘君) 先生御指摘のように、いわゆる技術ソフトの提供の船積み前のリスクについて付保の対象にすべきではないかという御指摘があり、各方面からそういう御要望があることでも

十分存じております。これまで大分専門家の方々にお集まりをいただきまして検討もさせていただいたわけでございますが、結論から申しますと、残念ながら今の段階では、ソフトの提供について、船積み前の損害といふものが技術的に確定しにくくという点に難点でございますので対象とできない状態にございます。

ソフトの提供の具体的な形といたしましては、例えば設計図、図面のような形で相手方に渡す、ないしは、技術者が先方に出向くというようなことが実際に起こりますと、その部分については契約書類その他によりまして対価は幾らであるかと、いうことが確定できるわけでございますが、実際に、図面、設計図等の提供に至りません段階技術者の派遣に至りません段階で費用がかかるのは事実でございますが、その費用が一体幾らかかっているかということは技術的ななかなか確定する事が難しいという事が専門家のほぼ一致した御見解というふうに承知をいたしております。

したがいまして、そういうふうに船積み前の損害の額が確定できませんと、これは保険の対象として事故が起った場合に保険金をお支払いする事ができないということになりますので、残念ながら、現在までのところ積極的に付保の対象にできないておりますが、また、こういう御要望につきましては、引き続きましてわれわれとしては今後検討を続けてはいきたいというふうに考えております。

○福間知之君 おっしゃるとおり、これは私どもが考へても、いろんな態様でソフトウエアといふものが組み込まれておると思うんです。テーブもあるかもしませんし、ディスクもあるかもしれませんし、受像も中にはあるのかもしれませんし、いろんなことが考えられるので、その委員会でもせつから御審議されて、難しい面があるというようでござりますけれども、私もそんな疑問を持ちながらもお聞きしているんです。どんどんふえていくだらうと、抽象的に、観念的には私も言つたんでですが、思つていますからね、現在、どの

か。
といふのは民営化によつてかなり効率的な運営が期待できるんぢやないかといふうにも思ひんですけれども、これはまだそこまで具体的な検討しないと言えどもそれまでですけれども、昨今の風潮に照らしましても、この制度もいつまでも通産当局で所管していくと、もともと制度そのものを、国の制度として持っていくと、そして運用に当たつていくといふことが果たしていいんだらうかといふ疑問があるわけですねけれども、いかがですか。

○政府委員(杉山弘君) 輸出保険制度それ自身の民営化の可能性というのを昨今の行政改革の観点から再検討して見直す必要はありはしないかと。いう御提案でございまして、まあ私ども從来から政府でやってきておりまして、これをいつまでも続ける必要があるということを前提にしておるわけではございませんで、御指摘のような観点から検討ももちろん加えているわけでございます。

輸出保険の問題につきましては、バイヤーのいわゆる信用リスクだけの問題でございましたら、大数の法則というのでもカバーされますし、民間で実施するということもあながち不可能ではないかと思いますが、先ほど来御議論をいただいておりますような相手国の送金制限いわゆる非常危険といふようなものを考えますと、これはひとつ事故が起こりますと保険金の支払いが極めて膨大な額に上るということになるわけでございまして、そういったものを民間の手で運用していただけるものかどうかといった点についてはかなり疑問があるのでなかなかうかと、そういう観点から日本のみならず諸外国におきましても最終的には政府が責任を負うような形で輸出保険制度が運用されてきていくのではないかというふうに考えるわけでございます。輸出保険は単なる保険と申しますよりは、やはりその運用の問題につきましては、本の貿易政策、対外経済協力政策といったような政策的な観点も配慮されて運営をされるべき問題でもあるかと思いまして、そういう観点からもやはり輸出保険問題につきましてはこれまでと同じよ

うに政府の手によって運用するのがしかるべきではないかというふうにも考えております。
能率の点につきましては、先生から御指摘いた
だきましたようにできるだけ少ない人数で運営を
いたしております。そういう観点から若干ご利用
者の方々に対しましてはサービスの面で御不満は
あろうかと思しますけれども、私どもこういった
点につきましてはこれからもできるだけ事務の機
械化、合理化等に努力をいたしまして、保険契約
者の方々の御不便を少しでも少なく、できるだけ
能率的な保険として運用していきたいというふう
に考えているわけでございます。

うのを十分吸い上げ、そして運営をスムーズにす
るといふことが必要ではないか、あるいは財政面
で当面自治体に負担が過重になつてゐるといふこ
と、この現状をどういうふうに考えるか。

以上、幾つかの点をお聞きしましたけれども、
まとめてお伺いしたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) 輸出手形保険につきまし
ては、御案内のように現在てん補率が八〇%にな
つておりますが、この保険でてん補されない残り
の一〇%のうち一五%につきましては地方公共團
体の補償制度によりまして輸出者はリスクをカバ
ーしていただいている状況にござります。

それで、まずお尋ねの第一点でございますが、
今回輸出手形保険につきまして、てん補率の上限

を非常危険に陥れて引き上げると同時に、以内といふことがその上限の範囲内ではてん補率の弾力的な運用を可能にするような御提案を申し上げておるわけでございますが、その際、地方自治体がやつております追加補償制度についての一五点の部分はどうなるのかということと存じますが、

〔井手陸太郎著者註〕
この点につきましては、私ども法律改正の作業をする段階から地方自治体とは緊密に連絡をとつておりまして、現在までのところ地方公共団体におきましてはこの一五%のてん補率の引き上げをするとかというような話はございません。一五%は据え置くということがその意見というふうに承知

卷之三

支那の三形保養制度の流布

それからこの制度の国の手形保険制度への統合の問題でございますが、これは制度ができましてから長い歴史もございまして、現在国と地方とでそれぞれ分担をしてやつてある問題でございまので、現在までのところ私どもも自治体側にぜひこの制度に統合してくれという強い御要望があるというふうには必ずしも受け取っておりますんで、このあたりは今後の問題かと思いますが、現時点では統合の必要性については強い要望がないので私どもとしては検討はいたしていない。こういう状況にあることを申し添えておきたいと存じます。

もこれに対応した措置をとつていただけるものと

いふうちに期待をいたしております。

補償制度が自治体の財政を圧迫をしているのではないか、そういう観点からむしろ政府の輸出手形制度の削減を二統合するべき考へ方はどうか。

保険の制度に統合するといふ考え方はどうか、こういう御質問だったと思いますが、この点につきましては、やはり政府の渝^{ヨシ}正三^{ヨウサン}が議長でござつて、この点につきましても、この問題を議論する上では、必ずしも議論されるべき問題であることは認めます。

ましては、やはり政府の輸出手形保険も最近のようないスケジュール国の増加によりまして採算的ニマイナスになつておりますの二回目は二、也

は一ヶ月以内にまでありますとの同じように、地方公共団体でやつていただいております追加補償制度につきましても採算内ではマイナスになつて

方公団本の当面の財政負担となるつでござ
ります。これはその限りにおきましては地
域の開発に寄与するものと見ておきま
す。

ですが、国の場合もそうでございますが、一方では賃務業者をやりました^{日本}から、その計画で

従つて返済が行われました場合には、国の保険も地方の追加賃貸制度の場合は輸出者を通じて相手

国から繰り延べ返済になりました資金につきましてはまた返つてくると、いう前提になつております

ので、そういうことを考えますと当面は地方自治体の財政には負担をかけておりますが、長期的に

見ますと地方公共団体の絶対的な持ち出しになる
ということではないのではなかろうかと、しばらく

くの間の資金繰りの問題として解決可能な問題ではなかろうかというふうに考えていいわけである。

それからこの制度の国の手形保険制度への統合

の問題でございますが、これは制度ができましてからの長い歴史もございまして、現在国と地方と

でそれぞれ分担をしてやっている問題でございま
すので、現在までのところ私どもも自治体側ござ

ひ国の制度に統合してくれという強い御要望があることは必ずしも受け取つておるません

るところを常に必ずしも受け取っておりませんので、このあたりは今後の問題かと思いますが、

現時点では統合の必要性については強い要望がないので私どもとしては検討はいたしていない。こ

ういう状況にあることを申し添えておきたいと存じます。

○福間知之君 細部は別として一応自治体との関係で、今、最後に触れられたようなふうに認識してよろしいですね。

さうこうまた、外国輸入業者の信用調査結果など
次に、この輸出手形保険の付保率やてん補率が
引き上げられてきた背景には、事務のコンピュ
ーター化、迅速化というものがあると思いますけれども、クレームに対する処理のおくれ等が仮にコ
ンピューター化によってかなり改善されるといふうに考えられるんですけども、どういうこと
でしょうか。

○政府委嘱(前田典彦君)　ただいま御指摘のとおり、このコンピュータ化というのは、この事務合理化に非常に役立つておるわけでございります。この保険の引受け額の増大、件数の増大というのが過去十年来大変に大きなわけでございまが、人間の方はほとんどやさないということに対応できたというのは専らコンピュータ化を始めた結果でござります。ただ、別にそれに安住しておるわけございませんで、コンピューター自身、ハードもソフトもどんどん進歩をいたしまして、私どももさうにこないう債務繰り延べに伴いまして、保険金支払いというような、従来割合によらには一歩進めて自治体と結ぶというようなな業務見でございますが、実はそこまではまだちょっとございまして、できる限りそのコンピュータ化をさらに進めたいというふうに考えております。

それから、ただいまのお話のございましたハイヤーの信用調査等につきまして、輸出保険協会、さらには一歩進めて自治体と結ぶというようなな業務見でございますが、実はそこまではまだちょっと考えてなかつたわけでございまして、まず第一

歩をやってみてという感じでございますが、大変に貴重な御示唆でござりますので、まず、何といいますか、第一歩のその次の問題として検討して

○福間知之君 私は、今後とも輸出を円滑に拡大させいかにやいかぬというお国柄でございますので、ぜひひとつせつかくのこういう研究と推進をお願いしておきたいと思います。時間が切迫しているので、次に、特別会計の方に入りたいと思います。

輸出保険の支払いがカントリーリスクの急増か

ら、例えば五十六年度は三百八十億円、五十七年度が六百三十億円、この五十八年度はどれくらい見込まれているのか。一方、保険料の収入の面では、五十六年度は三百三十億円、五十七年度は三百七十億円、ことしは、昨年四月からの保険料引き上げによりましてどの程度を見込んでおられるのか。さらに、五十八年度当初に約千四百億円の資金不足があつたようですが、五十九年度は、場合によつては保険金支払いのために払底する可能性が考えられます。そこで、五十九年度中に起これり得る資金ショートに備えるために、今提案されている特別会計法を改正して千百四十四億円を財投から借り入れることにしておるわけですがけれども、対応の仕方としては、資金の返済を必要としない出資、すなわち一般会計からの歳出によって現在の資本金六十億円を大幅に増大するということうこと、あるいは保険料の値上げという方法も考えられるわけであります、この五十九年度じゅうに予想される保険金支払いの急増、一方、準備金の急減、これに対して財投資金の借り入れによつて一応対処するということにしたのはどのようにうな考え方からですか。

○政府委員(杉山邦君)　たましくお答えいたしました
したような、輸出保険特別会計におきます資金不足
足に対して、資金運用部からの借り入れに頼り、
出資までは手率の引き上げ等、これを考へなか

したのはなぜかという御質問に対しましてお答えを申し上げます。

先ほどもちょっと触れさせていただきましたように、債務繰り延べに伴う保険金の支払いというのが五十九年度で保険金支払いの約九割を占めるわけでございまして、これが輸出保険特別会計の資金繰りを非常に窮屈にしている原因でございま

払いはいたしますが、相手国から返済計画に従つて返済されました場合には保険特別会計に回収金として回収されるものでございます。したがいまして、単年度で考えますと保険特別会計の収支はマイナスになるわけでございますが、その回収期間まで含めた長期的な観点に立ちますと、現時点では、私どもの判断では、輸出保険特別会計必ずしもマイナスになつてないというふうに判断をいたしているわけでございます。したがいまして、そういう限りにおきましては、当面、料率の引き上げによつてこれをカバーするという考え方方はとらずに、資金繰りの問題として処理をしたいといふ判断をいたしたわけでございます。それから、もちろん出資ということでその一部を補うことも可能でございますが、先生十分御案内のようなマニアスシーリングでの予算要求という段階になつておりますので、私どもとしては出資金の増額をお願いしたいという気持ちはやまやまではござりますが、実際の問題として一般会計からの出資金の増加を最近時点におきまして実現するということはなかなか難しいわけでございます。ただ、輸出保険特別会計の基礎強化の観点からは、やはり中長期的な課題といったしましては出資金の増額ということもぜひやっていただきかななければならぬと思いますが、実際の問題としていたしましては出資金の増額と出後の話として、ぜひこの問題は実現に向かって

○福間知之君 確かに、おっしゃるよう一概に私が申したようなことが適切かどうか、これは真重に検討をしてみなきやうなうかと思ひますん

で、今後の推移をまってまた考えてみたらいか
と思っております。

それから次に、カントリーリスクの高い国に対
する輸出業者はほど保険利用のニーズが強いわけで
すが、そこで、その引き受け制限の弹性化と先ほど
来も申しておりましたけれども、通産当局におい
ても今日までいろんな政策配慮を加えてこられた

ういうふうにお聞きしましたが、こういうリスクケジュール国に対する引き受け制限、そういうもののもちろん今後も十分監視をしながら配慮されいくと思うんですけれども、この彈力化という点について、そのは多面的にいろんな配慮が必要だと思うんですね。一方において輸出はやはり何とか伸ばしていくたい、一方においてリスクはなるべく最小限にとどめたい、こういうふうな二律背反的な面があるわけですから、そういう点での総合的な御意見をお伺いしたい。

○政府委員(杉山弘君)　ただいま御指摘のごさいましたように、保険引き受けの彈力化といいますのは、一方でリスクが高くなった場合の保険会計の健全化という観点と相反するわけでござりますが、私ども、従来はかなり厳密な輸出保険の付保等につきまして運用をやってきたように思いますが、それが、先ほど来のお話の中に出でまいりますように、特定国の数にして六十五カ国程度、引き受け制限やつておりますのがそのうち二十カ国程度というふうに、かなり国数がふえてきておりますので、そういう状況のもとで考えてまいりますと今までのような運用で果たしていいのかどうかという批判については十分これは耳を傾ける必要があるのであらうかと思います。ただ、やはり何と申しましても保険は保険料率で保険金の支払いをすると、いう収支相償の原則というのがございましし、お引き受けをして直ちに保険金の支払いをし

論理と申しますが、建前を崩さない範囲でどこまで現在やってまいりました運用をより機動的・彈力的にでき得るかという二つの極めて難しい問題につきまして十分分配慮をしながら、少しでも利用者の方々の御要望に応じられるような方向で考えてみたいというふうにあれしております。今後部内で十分検討させていただきたいと思っております。

いう赤字と、いのちはいわゆるキャッシュフローといいますか、そういう資金繰り上の赤字でございまして、債務繰り延べ措置、いわゆるリスクによってその支払った保険金といのちは相手国との約束によりまして将来金利を付して回収されることになつておりますので、中長期的な収支のバランスというのはとれると、いうふうに考えております。

うに思うんですけれども、今後さらに新しい視点での対処策は果たしてどうなのかということ。
もう一点。これは支払い準備の問題ですかねども、支払い準備である異常危険準備金ですが、これは五十六年中に六百三十四億から五百七十五億に減少している。引受け責任残高に対する比率、これは支払い準備率、したがってこれは〇・三%に低下しているようですが、五十三年度以降のこの責任残高、異常危険準備金、準備率等はどういう傾向でござりますか。

○政府委員(前田典彦君) 異常危険準備金だけを

○福間知之君 それはそれでお伺いして大体わかりました。先ほどの準備金のやつに関連しまして、引受け残高が、調査をしたところによると、昭和四十五年三月三十一日現在でござりますが、さらにこれを大きく申しますか、リスクの高いところには高い地域差料率というのを適用してできる限り希望におこたえしていく。他方、私どもの収入もそれによつてふえるといふような運営を考えまいりたいと思っております。

○福間知之君 関連しまして、リスクケジュール国
の増加に伴つて支払いがふえておると、こういふ
ことだと思いますけれども、この輸出保険特別会
計の収支の状況というもの、とりわけその中でリ
スクケジュールに基づく支払いの割合というのがわ
かつておればお尋ねしたい、最近の年度。
○政府委員(前田典彦君) ただいまの御質問の特
にリスクケジュールによる保険金の支払いという
は、五十七年度が四百四十億円でございます。五
十八年度の見込みは七百三十億円、これが五十九
年度になりますと二千五百億円近くになるんでは
ないかという感じでございまして、先ほども申し
上げましたが、保険金支払い全体に対する割合は
五十七年度が七割、五十八年度が八割、五十九年
度が九割というふうに増加する見込みでございま

リスクケジュールによる支拠、五十七年度四百四十九億、五十八年度七百三十億、五十九年度二千五百億と、こういうふうになつて、そのウエートが七八〇、八〇、九〇と示されまされたけれども、こういう表は余り出したくないわけですか、出てますか。
○政府委員(前田典彦君) 過去のものについては構わないと思ひます。
それから見通しは、先ほど申し上げましたとおり私どもの見通しは、できる限りのことをしておるわけでございますが、むしろ債務国側の問題をございまして、これはなお動き得る数字でござります。つまり、ある国によりましてはパリ・クラブで合意をいたしまして、これだけは繰り延べてもよろしいといいういわば権利を獲得したにもかかわらず、その部分についても払つてきたというような國もございまして、なかなかあらかじめびし

取り出した数字というのをちょっとと申し上げますと、五十五年度の六百三十三億円、ペーセントにしてしまして〇・四%というのがピークでございまして、五十六年度五百七十四億、〇・三%。それから五十七年度が四百八億の〇・二%というふうになりますと、本年度の見通しというのは、もう〇・〇一%ほど二十八億というようになりますと、少ないと見通してございます。

○福間知之君 最初の質問の收支の悪化に対する対処策につきましてはいかがですか。

○政府委員(前田典彦君) 失礼いたしました。

○初めの御質問の、例えはカントリーリスクに対してどういう対応をもつて今後進めていくかといふような御質問であつたかと存じますが、現在私ども、先ほど局長の方からも御答弁申し上げましたが、できる限りのことはやつておるつもりでござ

二年當時ほん四兆円程度だと、そうですね、それが今や二十兆円をオーバーしている、こういうことのようであります。こういう状況を踏まえて、保険運営基盤の強化を図るために当局が去年四月から保険料の大額値上げを実施したわけでございまが、この異常危険準備金が集計責任残高のしかし一%にも満たない、先ほどのお話のとおり一%にも満たないというのは、利用者の側から見れば少しこれは信頼性に問題があるんじゃないいか、余りに厳しいんじゃないか、こういうことだらうと思うんですね。もちろんその準備率に絶対的な水準、基準というものがわかるわけじゃございませんけれども、これから運営面で責任残高の何ぐらいの準備率が妥当と考えてもられるかといふことを一つお伺いしておきます。

○福間知之君 そういうリスクの増大に伴いまして保険の收支、損益と言うとおかしいですけれども、収支状況は大体今おっしゃった五十七年ごろから悪化をしてきてるわけですか。

○政府委員(前田典彦君) 単年度収支で、キャツシユベースでございますが、赤字になつたのは五

つと見通せるという数字ではございません。
○福間知之君 まあ今おっしゃられたようなこと
もあるでしよう、生き物ですから、一概に想定して
たとおり事が進行するわけでもありません。い
い面は結構なんですけれども、先ほどお話しのよ
うに今年度は二千五百億というかなり膨大な額に

ざいますが、やや保険の引き受けについてちょっと
と厳し過ぎるというような御批判といいますか、
御要望が民間から非常に強いわけでございます。
で、もう少し端的に俗な表現で申し上げますと、
保険料はもっと高くてもいいから受けてくれないと
かと、こういうような話があるわけでございまして

してもう一点は、先ほどちよと申し上げたいと思つたんですが、質問の関連で後回しにしたんですけれども、いわゆるIJPIC、イラクから爆撃を二月ぐらいから受けますわね。これについて保険金の適用という側面からはどういうふうに考えるかということ。

十七年度がたしか、はつきり覚えておりませんが、十六年ぶりか何かでございまして、六十億円の赤字になつたわけでござります。本年度の見込みが三百億円弱というような赤字になるかと思います。

上るようですから、これから運用について十分考慮をしていかなければならぬと思います。そういうリスクケジュールの増大という悪い傾向が出てきているわけですが、収支悪化に対しまして、国別の引受け方針やあるいは地域差料率などの設定等によって機動的に対応してこらえているよ

が、私どもいたしましては、従来非常に難しい
んではないかというふうな地域に対しましても地
域差料率といふものを従来よりもさらに幅を広げ
まして、現在ABCDEFと六段階に分かれてお
りまして、その一番リスクの小さいところからリ
スクの高いところまでの間に既に七倍半の差をも

それから、最後に大臣にお伺いして質問を終りたいんですけども、この保険の制度のこれからの方でございまますけれども、今まで議論をしてまいりましたように、カントリーリスクの増大はこの制度の運用面でも非常に今シビアな状況を提起しております。そこで、保険制度の基

言われております。それは御指摘のように発展途上国の経済発展に役立ちますと同時に、その中には我が國からのソフトの部分、技術というものが多く体化されている、相手国と競合しない、こういう意味におきまして摩擦の生じない輸出といふことで、これはぜひ伸ばしていきたいと思っているわけでござりますし、同じように建設輸出につきましても、プラントと一体になって行われる場合ないしは建設工事独自で行われる場合もございますが、相手国のインフラストラクチャーの整備等に効果のある問題でござりますし、それにはやはり御指摘のようにソフト部分というのが非常に多く含まれておるわけでございますので、こういうものはやはり摩擦のない輸出という観点から、ぜひとも私どもも伸ばしていきたいと思っているわけでございます。

○石井一二君　今摩擦のないソフト分野の輸出を

大いに伸ばしていきたい、そういう御所見でございました。またこれまでの御努力は私は多とす

るものでございます。

例えは税制におきましても、技術輸出所得控除の存続等も図られておりましたし、もちろん今回の改正案もその一環でありますし、なんとかこの改正案もその一環であります。今回のようにてん補率が引き上げられたり、一見話を聞いておると非常によくなつておるようになりますが、先ほど福間委員も御指摘なさいましたように、引受制限が厳し過ぎると、結果として利用者といふものがそれを十分に活用することができない、こ

ういった悲劇が起こつてくるわけでございます。

役所は一言こういったことに対する考え方もある

おるんだというふうな改正点あるいは要望事項を指摘いたしますと、専門家でございますから、極めて懇切丁寧いろいろ説明があるわけでござります。

例えは、私はここに輸出保険制度改善基礎調査研究会報告書なるものを持っております。発行

社は財團法人輸出保険協会輸出保険制度改善基礎調査会でございまして、五十八年三月三十一日付の膨大なる書類でございます。また、それ以外につきましても、プラントと一体になって行われる場合ないしは建設工事独自で行われる場合もござりますが、相手国を中心とした国際開発ジャーナルと呼ばれる雑誌の中にある民間企業から見た輸出保険制度の改善点、こういった論説もあるわけでございますが、読んでおりますと、一見極めて妥当な多くの要望がなされておるようになります。そこで、私は、そういった観点から、運用の厳しさかげんについて、特に政府与党という立場から、もう一度敵し過ぎるということがないのかどうか、その辺の御所見を改めて確認をしておきたい、そう思つたものであります。

○國務大臣(小此木彦三郎君)　世界の経済情勢の変化に応じましてカントリーリスクといふものが非常に増大いたしておりますところでござりますけれども、やはり貿易の健全な発展ということを考えますと、輸出保険の果たす役割は重大なことであることは言うまでもございません。

石井委員の御指摘あるいは先ほどの福間委員の御指摘、いろいろ御意見等ござりますけれども、しかし引き受けにつきましてはあくまでも独立採

算という原則に立脚しなければならないのが私どもの立場でございます。と同時に、極力長期的な観点を踏まえながら、的確なカントリーリスクと

評価の方法等もそれぞれ違うようございます

が、まず政府は、カントリーリスクを評価する上においてどのカントリーリスクを基準にして、あるいはどのような方法で独自のカントリーリスク

というものをつくられていろんな判断をなさつておるのか、カントリーリスクたるものは何ぞやといふ観点から、政府の基本的な御所見をまず聞いておきたいと思います。

○政府委員(前田典彦君)　最後に御質問のごさいましたカントリーリスクの定義と申しますか、これ、まあいろいろと難しい説をなすものがござりますが、非常にわかりやすく申し上げれば、その相手――まあ輸出をいたしますと、その輸出代金が払つてもらえないということがリスクの一一番大きなものになるわけでございますが、その払つてもらえない原因の一つが相手国のバイヤー、取引の相手先が、例えは破産をするとか、あるいはそういうその他の事情によつて払つてこないというのが一つ、と。それからもう一つは、相手国のバイヤーが十分に払つた場合でも、政府が何らかの理由によって、それを交換可能通貨にかえて払う

ことができなくなるという場合のリスクと二つございまして、後者を指してカントリーリスクと言つてございます。ただいま典型的な例として輸出取引を申し上げましたけれども、投資についても同様でございまして、例えば投資の収益ある

いは投資の元本を返してくるかどうかという点は、まさにカントリーリスクにかかつておるわけ

でございます。

それで、ただいま先生がいろいろとお調べになつて、その例をお挙げになりますとか、あるいは世界経済情報研究所でございますとか、あるいは世界

たしまして、米国を中心とした海外でござりますとか、あるいは日本でも、先ほどお話をあつた公社債研究所でございますとか、あるいは世界

経済情報サービスというようなところが、それそれカントリーリスクにつきまして、それぞれの物差しをもつて評価を下しているわけでございま

す。

ただ、例えは輸出をいたします場合とか、あるいはその国に投資をして、その投資の発展あるいはそのリターンを見るとか、あるいは同じ輸出投資にせよ、安定性に重きを置いて見るとか、あるいはその成長性に重きを置いて見るとかといふようなことで、非常にその見方が違うわけでございま

す。

ちよつと一例を挙げますと、この世界の中で最もこのカントリーリスクの小さいといいますか、成績のいい国を上からこうずっと並べまして、そのトップ二十をとつてみますと、例えはその大部分の、先ほど先生のおっしゃったI.I.I.インスティテューションズナーラインベスターといふところの、先ほど先生のおっしゃったI.I.I.インス

ティテューションズナーラインベスターといふところの、先ほど先生のおっしゃったI.I.I.インス

ティテ

うちの十九までがOECDメンバーであるというような例もございまして、いろいろ申し上げたのは、非常にそのカントリーリスクの評価といふのは、その評価する立場によって、評価する機関によって違うということでございます。

それで、私どもがどういうやうなやり方をしておるかという御質問でございますが、私どもは、ただいまお話をあつたような民間でやつておるもののほか、在外公館、ジェトロ、それから私どものまあ同業者と申しますが、世界の同じような輸出保険機関というようなところの情報、それから私どもの保険の日々の営業から上がつてまいります情報、そういうものを全体的に総合的に内部で検討いたしまして、場合によつては部外者の有識者と意見交換をいたしまして、カントリーリスクの判断をやつておるわけでございます。

○石井一二君 要望いたしておきますが、極めて重要な判断かと思ひますので、十分慎重かつ精力的な活動のもとに判断をしていただきたいと希望いたしておきます。

ところで、カントリーリスクに関連してここに私は五十九年一月二十七日付の日本経済新聞持つておるわけでございます。「輸出保険停止は二十五ヵ国」という見出しで、「カントリーリスク政府指針」政府が諸外国の信用度(カントリーリスク)をどのように評価しているかを表す輸出保険の「国別受け受けガイドライン(指針)」の全容が二十六日、明らかになった。云々と書いてあるわけでございます。ところが、そこの中に書いてある引き受け制限国とか引き受け停止国といふものの数は、先ほど来局長あるいは審議官が御答弁になつておる数と大分違うわけでございますけれども、またいま私がお聞きいたしましたカントリーリスクに対する御評価等を聞いておりましても、こういつたものはそつつきりと國の数等が出るはずはないというような感じもいたすわけでございます。こら辺あたりはどのよくな感じのマスコミ発表なさつておるのかちょっと聞いておきたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) 各国別のカントリーリスクを我々がどう判断しておるかということにつきましては、対外的な関係等もござりますので從来から一切公表はいたしておりません。御指摘の新聞記事の出所につきましては定かではございませんが、私どもが出したものではございませんし、したがつてそういう意味におきまして、先生御指摘のように、先ほど御答弁申し上げたような特定国(の数)、それからその中で引き受け制限をしている国(の数等)につきましても違うわけでございます。

○石井一二君 時間の関係で先を急ぎたいと思いまます。

輸出保険特別会計の内容について先ほど福間委員からの御質問の中では出資に対する論議が若干ございました。出資の必要性は認めるけれども、局長の御答弁によりますと、マイナスシーリングでの予算の要求極めて難しい状態にあるという御謙虚な声も聞かれたわけでございます。

ちなみに過去の出資の足取りを見ておりますと、昭和二十五年、二十六年、二十七年に十億円ずつ、四十二年に三十億、それから十七年間の今まで全然さわっておられない。私はマイナスシーリングのこの時代においてもその輸出保険の果たす役割の大きさ、また貿易面における我が国の地位、先ほど米言られておりますようなソフト開発の重要性ということを考えた場合に、私は、先ほど来御答弁にありましたような料率の引き上げであるとか、地域差率をさらに考え直すとか、一時借入金も結構でございますけれども、

今この時代に六十億という余りにも我々が扱つておるわけでございます。その結果、公的金利が上がり、一方になっておる。その結果、公的金利が市中金利を上回るという逆転現象が生じておるようですが、これによりますと種々の制約があるということが言われるわけでございます。例えば我が国が輸出保険の場合は、長期プライムレートプラス〇・一%になっておる。その結果、公的金利が市中金利を上回るといふ逆転現象が生じておるようですが、これによりますと種々の制約があるといふのが言わざるわけでございます。裏を返せば、OECDガイドライン、すなわち八・〇%かと想います

○政府委員(杉山弘君) 先生御指摘のような経過で現在の資本金の六十億が出ておるわけでござい

ますが、その後の輸出保険の引き受け規模の拡大を考えますと、六十億円という出資金は決して十分なものではないということは私どもも十分認識をいたしております。できますればこの出資金の増額ということをやりたいわけでございます。むしろ今になつて振り返つて考えますと、もう少し収支計算のいい段階でも、それから予算の制約が現状時点ほど厳しくなる前の段階でやつておくべきではなかつたかという反省も出るわけでございますが、これはいわば後知恵みたいなものでございまして、これから問題といったしましては、私どもはやはり出資金の増額につきましては基本的にはぜひ実現をしたいと思っておりますので、いろいろ困難な情勢はござりますけれども、その過程におきまして機会をとらえてそういう方向で努力をしていきたい、かように考えております。

○石井一二君 極めて実務的な問題に入つていくわけでございますが、海外建設に関する金融について若干伺つておきたいと思ひます。OECDガイドライン、すなわち八・〇%かと想います。これが、これによりますと種々の制約があるといふことが言わざるわけでございます。例えば我が国が輸出保険の場合は、長期プライムレートプラス〇・一%になっておる。その結果、公的金利が市中金利を上回るといふ逆転現象が生じておるようですが、これによりますと種々の制約があるといふのが言わざるわけでございます。裏を返せば、OECDガイドラインに従つて建設輸出をやつておったならば、競争に勝てない、生き残れないんだというものが業界の声でござります。今後このような逆転現象を解消し、少なくとも市中金利と同水準まで協調融資の金利を下げる方法を検討する意向はないか。特に実務的な方法として現場の声を聞いてみますと、スイスの輸換社債を発行するんだとかいったことの声も聞かれます。それで、OECDガイドラインがあるからそれをどう考えておるんだといふことを聞きますと、あれには罰則がないんだといふのが現場の声でもござります。この辺の御所見を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) 最近我が国の金利水準が低下をいたしておりまして、その関係でOECDのガイドラインを守つているとなかなか条件の面で競争国のオファーと対抗できないというようなお話を我々も十分承つております。この点につきましては、OECDのガイドラインそれ自身をできるだけ我が国の実勢に近いところで決めてもらうという努力が必要かと思ひます。このOECDのガイドラインの問題につきましては、ときどき関係国が集まりまして見直し等もやりますので、そういう努力が必要かと思ひます。この条件の我が方にとつての有利な改定ということを努力をしてまいりたいと思っております。それ以後もやはり出資金の増額につきましては基本的にはぜひ実現をしたいと思っておりますので、いろいろ困難な情勢はござりますけれども、その過程におきまして機会をとらえてそういう方向で努力をしていきたい、かように考えております。

○石井一二君 海外建設工事のための保険制度に関連して技術提供等保険というものがございます。先ほど福間委員が御質疑になりました。五十七年度で約三千億の実績、五十八年度はそれにも倍増せんという勢いである。やや御満足のような局長のお声も聞かれたわけでございます。片や、この保険に付加される包括特約というものの利用度が極めて低いという指摘も一部にはあるわけでございます。ちなみに、私はここにトップ・インタークーナル・コントラクターズという世界二百五十社ランキングの建設輸出の実績を持っておるわけでございます。日本で一番上位にある会社が日揮、これで十三位、日本で第二番目の千代田化工建設で二十五位、日本で第三位の神戸製鋼で三十六位、その他熊谷組、東洋エンジニアリング、鹿島建設等々が統いておりますけれども、我が国が持てるノーウーの力、財力、国力等から見て極めて低い位置に低迷をいたしており、その裏には、建設工事関係の保険というものが今私が申したようなものではまだまだ不十分であるという現場の声もあるわけでございます。私は、かかる

観点からいろいろな省におかれてもそのような御研究もなさつておると思うわけですが、それどころか、省としてのお考へを聞いておきたいと思います。

○政府委員(前田典彦君)　ただいま御質問のようないたしましては、四十六年の制度創設以来二回にわたつてその制度の改善を行つております。私たちも、一部を除いて、海外建設工事に伴うリスクのほとんどがカバーされるに至つておるというふうに考えておるわけでござります。

ただ、その具体的な要望で、私ども理解しておる点について簡単に申し上げますと、一つは引受け制度の緩和という点でございます。これはまさに建設工事のみならず、プラント輸出その他全体でございまして、先ほどからいろいろと御質問もあるが、まだ私どもからも、彈力的になるべく引受け制度を許す限りやつていこうということはお答え申し上げているところでございます。

一つは船積み前ソフトの保険に対する付保でございまして、これも先ほどお答え申し上げましたとおり、非常に技術的な問題点があるので検討をしておるという点でございます。

最後に仲裁条項につきましてこれをもう少し要件を緩和してもらいたいという点がございまして、私どもこれもできる限り弾力的に対応したいと考えております。

○石井一二君　時間の関係で終わらざるを得ない点について簡単に申し上げますと、一つは引受け制度の緩和という点でございます。これはまさに建設工事のみならず、プラント輸出、建設輸出等が極めて大事になつてくると、そう考えられるわけでござりますが、これらの仕事は常に長期間海外に滞在せざるを得ない、宿命を伴うものでございます。そのような場合に義務教育の課程にある子女をお持ちの社員も多いわけでござりますが、私は現地における効率ある仕事ができるためには生活環境とやはり士氣ということが極めて大事であろうと思うわけでございます。特に、昨今は海外在住子女の数は年々増加傾向にあるわけでございますが、日本人学校の施設の建設であるとか、教師の派遣であるとか、現地日本企業への負担の割り当てと、そういうものが強制的で多過ぎはせぬかとか、いろんな心配もあり、また現にそのような声もあるわけでございます。かかる観點から文部省におかれましては、外郭団体の一つである海外子女教育振興財團を始めいろいろな努力をされておるようには聞いておりますけれども、この辺の基本的な考え方、行政の状況等についてごく簡単に御答弁を願えればありがたいと思います。

○説明員(草場宗春君)　先生御指摘のありましたとおり、近年海外に在留する義務教育段階の子供たちはふえておりまして、昨年現在三万五千名に達しております。文部省、外務省が協力いたしましてこれらの子供たちに日本国民としてのふさわしい教育と、もう一つ外国に在留する間に国際性を養う教育と、そういうことを目指しまして日

の手になる「海外建設振興の基本的方向」という報告書を持つております。内容も見えてみましたがれども、まだ輸出保険でカバーされるべき将来的改正点も多いわけでございまして、通産省はこの保険はやつておるんだという自負は結構でござりますけれども、他省ともよく連携をとつて前向きに考えていただきたいということを要望いたしました。

さて、最後の質問でございますが、他省との関連という面で文部省に一点お聞きをしておきたいと思うわけでござります。

冒頭申し上げておりますように、今後我が國の輸出の方向としてはプラント輸出、建設輸出等が極めて大事になつてくると、そう考えられるわけござりますが、これらの仕事は常に長期間海外レベルと民間レベルが分担、協力し合いながら

しく校舎を建設するときは、日本国内において関係の企業等から御寄附を募集するといった協力をお願いしているわけでござります。基本的に政

府レベルと民間レベルが分担、協力し合いながら

おりますけれども、状況はどのようになつてゐるのか。またリスクシェアの合意までに至つてな

どもありますけれども、状況はどのようになつてゐるのか。またリスクシェアの合意までに至つてな

どもありますけれども、状況はどのようになつてゐるのか。またリスクシェアの合意までに至つてな

どもありますけれども、状況はどのようになつてゐるのか。またリスクシェアの合意までに至つてな

どもありますけれども、状況はどのようになつてゐるのか。またリスクシェアの合意までに至つてな

どもありますけれども、状況はどのようになつてゐるのか。またリスクシェアの合意までに至つてな

どもありますけれども、状況はどのようになつてゐるのか。またリスクシェアの合意までに至つてな

どもありますけれども、状況はどのようになつてゐるのか。またリスクシェアの合意までに至つてな

○委員長(斎藤栄三郎君)　午前の質疑はこの程度にとどめ、午後三時まで休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

○委員長(斎藤栄三郎君)　ただいまから商工委員会を開会いたします。

○委員長(斎藤栄三郎君)　ただいまから商工委員会を開会いたします。

輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田代富士勇君　世界経済も昨年あたりからようやく回復の兆しを見せ始めておりますけれども、大臣も御存じのようだ、いまだ跛行性があることは

いえ先進国の経済には明るさが増してきたという

ことはお認めになつていらっしゃることじゃない

かと思います。しかしながら、その一方では持続的

回復を阻害する懸念材料といいますか、御承知の

とおりに発展途上国との累積債務が増大する傾向に

あるわけなんですが、こういうところでカントリ

つております。その六十五カ国の中で、完全に輸出保険の引き受けをストップをしております國につきましては約二十カ国というのが現状でございます。

○田代富士男君 ただいま御答弁いただいた中で、合意に達している國が十五カ国、それから要求というか申請を出そうとしているのが三カ国、また、開催を叫んで参加しようとする國が數カ国これにあります。それから保険の引き受けを制限している國、特定國が六十五カ国である、その中身につきましても、トップの國が二十カ国ぐらいある、このように見てみると、世界全体の半数に及ぶ國に対しまして、保険の引き受けを制限するという、言うなれば、これは異常な状態だと考えざるを得ないわけでございます。また、今後このカントリーリスク発生の見通しをどのように見ていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) 今後のカントリーリスクということでおざいますが、むしろ、今後の發展途上國の債務累積問題、どういうような状況になつていくのかという観点からお答えを申し上げた

世銀の調査によりますと、昨年末の發展途上國の対外債務の累積額は八千百億ドルというふうに言われております、八二年末に比べますと、約五百億ドルほどふえておるようでございます。こういうような状態にございますが、最近では国際的な先進國間の協調、それに国際金融機関のこういった問題に対する積極的な措置がとられました結果、当面危機的な状況は回避されたといふうに私ども承知しております。例えて申しますと、非産油發展途上國の経済成長率は、八一年で〇・二%ぐらいで非常に低かったわけでございま

すが、八三年には一・九%ということで成長率も高くなっていますし、経常収支の赤字幅も八年以降八三年まで改善に——まだ全体赤字ではございますが、赤字幅が小さくなるということになっておりまして、それから、デット・サービ

ス・レシオと申しますか、毎年の対外債務の元本、利子の返済額と財、サービスの輸出額との比率といいますが、これも八二年に二四%ぐらいで非常に高かつたわけでございますが、八三年にはこの比率が二〇%を割るような状況になつてきておりまして、危機的な状況は避けられ、まあ、若干改善に向つてはいるということであろうかと思ひます。ただ、長期的に見ますと、やはり世銀のレポートなんかによると、一九九五年段階には債務累積額の総額は一兆ドル近くにもなるといふふうに言われておりますので、先行きについて、完全に楽観することはできないと思いますが、繰り返すようですが、危機的な状況は何とか回避できたと、これからはさらにこの問題の解決に向けて各國間が協調をして当たり、また、發展途上國についてはその経済運営について自助努力が求められる、こういう状況にあるのではないかというふうに考えます。

○田代富士男君 債務累積の問題がどうなるかといたしまして、実績からいくと、八千百億ドルが八二年度では五百億ドルも増加する傾向であつて、今後ますますふえていくというふうな実態が出ているわけでございますが、それに伴いまして、最近の保険金の支払いの状況といふのはどうなつてているのか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(前田典彦君) お答え申し上げます。昭和五十五年度から申し上げますと、昭和五十五年度が二百二十億円、昭和五十六年度が三百七十六億円、五十七年度が六百二十七億円、五十八年度は、見込みでございますが、九百三十四億円という数字でございます。

○田代富士男君 ただいまの御説明のとおりに、五十五年度が二百二十億円、そして五十六年、五十七年、八年と、これで見ますと、五十八年度だけでも見ますと、対前年度比で五〇%以上伸びています。しかし、それゆえに貿易の健全な发展のためには輸出保険の果たす役割が非常に大きいといつています。

○政府委員(杉山弘君) 保険の引き受けをいたします場合に私どもが考えておりますのは、やは

いうものは一層厳格になるのではないかということとが心配されるんだけれども、この点についてどうですか。

○政府委員(杉山弘君) ただいま審議官からお答え申し上げましたように、単年度での保険金の支払い額はこのところ急速に増大しておりますので、単に年度収支での輸出保険特別会計の支払い超過額といふのも大幅なものになつてきておりますが、このうち、債務繰り延べに伴う保険金の支払いと申しますのは、返済計画に従つて対象國が返済をしてまいりますと保険会計には回収金として回収されてまいりますので、長期的に考えますと輸出保険の収支採算はバランスがとれていると、当面の資金繰りをどうつけていくかということが課題になつているというふうに私ども考えているわけでございます。

したがいまして、私ども保険の運用に当たつております者は、単年度の保険金の支払いが多くな

ったからと申しますて、それがために保険の引き受けというものを厳しくしているという感じではないでございますが、ただ、先ほどお答え申し上げましたように、何らかの格好で保険の引き受けが制限されております國の数が非常に多くなつておられますので、保険契約の側から見ますと、輸出保険自身が、カントリーリスクがふえてきているにもかかわらず非常に引き受けが厳しくなつてきているんじゃないかな、こういうお感じをお持ちなのではないかなというふうに考えているわけ

でございます。

○田代富士男君 ただいまお話をありましたところに、基準というのは相手國のカントリーリスクの問題、それからバイヤーの信用度の問題、それから契約自身の内容の問題等々でやつていて。しかし、リスクの大きな国に対しまして、今言われたような基準のもとに一定の国別の引受け枠やあるいは制限条件を設定するということは、輸出保険の健全な運営という点からやむを得ない面もあるかと思います。しかし、本来この制度といふものは、リスクをカバーして輸出や投資の振興を図る国策としての輸出保険が安易に引き受けを制限するをするならば、そのもの自身の存在意義は失われるのではないかと思うのですけれども、これは相反することに關係のある問題ですけれども、も、存在意義という問題につきましてはどのようにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○國務大臣(小此木彦三郎君) これはしばしば申し上げておきますけれども、最近に至りましてカントリーリスクが非常に増大いたしております。しかし、それゆえに貿易の健全な发展のためには輸出保険の果たす役割が非常に大きいといつています。したがいまして、この田代

達約款といったもので客観的に判断をし決めておりますので、先生御指摘のよう種々の事情によりまして保険当局が恣意的にこれを行つてはいることは私はないものと確信をいたしております。そういう面でもし從来まで公表をしていない部分で公表を必要とする、ないしは公表した方がいいと思われますような認定に関するいろいろな通達等がございましたら、こういちらのつた御疑惑のないようにいたしたいと思います。

なお、念のため申し添えておきますと、保険金の額の算定等につきまして保険契約者の側におきまして御不満がああります場合には、これは法律の規定によりまして通産大臣に対しまして不服の申し立てができるわけでございますし、それで解決しない場合には民事上の訴訟として争うこともできるわけでございますので、そういう面で最終的には解決を図つていただくというのも考え方をしないように努力はしておりますと。しかし、従来このように公表してない部分もあるし、公表した方がよいというそういうものは公表していくで、できるだけこういうような疑惑を解くように今後努力をしていくと、いうことでございまが、今言つているこのようない疑惑を避けるためにも、そういう疑いのないように努力しているけれども、現実にこれは起きているわけなんです。また、事故の認定基準は問題はないというふうとを言わされたけれども、これもあわせてもっと明確にいたしまして、被保険者が安心して利用できるようにするためにも、言うなれば第三者による保険事故の裁定機関といふものを設置することも一つの案ではないかと思うわけでございます。

○政府委員(杉山弘君) 先生の方から、通産省側では承知をしてないけれども保険契約者の側にそ

ういう不満が非常に多いのだと、こういう御指摘でございます。そういう問題につきましては、具体的なケースを教えていただきましたら、私どもの方で保険契約の方と十分お話し合いをいたしまして、御不満のないような格好で解決をさせていただきたいと思います。もし先生御指摘のようないかの意見も聞く必要があるのではないか、今おっしゃるようなことが非常に多くあります。それで解決するためには、やはり何か通産省以外の第三者の意見も聞く必要があるのではないか、というような御指摘であるといいたしますと、そういう実情をも含めまして私どもこれから検討課題にさせていただきたい、かようと考えます。

○田代富士男君 通産大臣、今も私が申し上げましたとおりのような考え方ですね。例えば利用者のニーズと、それから保険制度の運用との調和などをどのように図つていくかということは、これは極めて至難なことではないかと思ひますけれども、やはりこれは今からこうい面の分野といふものは拡大されていきますし、やはり通産省としても検討する余地があるんじやないかと思ひますが、通産者としてのお考えを大臣にお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(小此木彦三郎君) 利用者のニーズといふことが何よりも大切であるということは言いませんでもございません。したがいまして、今も貿易局長が答えましたように、実情に応じまして利用者の側からさまざま声が出てくるあるいはその後取り扱われるのか、また債務に苦しんでいる國を助けるための世界情勢の動きともといふように、それは非常に流動的でございます。この段階で具体的に申し上げることは難しうございます。

○田代富士男君 これは今言つよう、何年といふことは流動的だといふ、債務問題がどのように今後取り扱われるのか、また債務に苦しんでいる國を助けるための世界情勢の動きともといふことなどでござりますけれども、やっぱりある程度の利用のよきようによる要望の声が出てくるといふことになれば、当然通産省としてはその声を聞くのが当たり前のこととございまして、そういう中でやはり今後検討していくことにいたしました。

○田代富士男君 次に法案の中身について御質問をしてまいりたいと思いますが、特会法附則の第二項の「当分の間」、このように書かれてありますけれども、この「当分の間」とはどの程度を考えていらっしゃるのか、まずお答えいただきたいと思います。

○政府委員(前田典彦君) ここにござります「当分の間」というのは今のカントリーリスクから参ります債務繰り延べ措置、いわゆるリスクでございますが、それに基づきます保険金の支払いが集中的にかつ大量に発生するというようなことによつて、それを解決するためには、今おっしゃるような御指摘であるといしますと、それで、それを解決するためには、やはり何か通産省以外の第三者の意見も聞く必要があるわけですが、そういう回収が行われて、そうして借り入れた借入金の償還が終わるまでといふのがこの「当分の間」という意味でござります。

○田代富士男君 おおむね何年ぐらいですか。

○政府委員(前田典彦君) これは今後の世界経済の情勢、それから債務問題がどのように扱われるのか。私どもは昨年行なわれましたような国際機関とか、あるいは債権国が協力して債務に苦しんでおる国を何とか助けて、そして払えるようになっていくといふようなことが今後とも続くといふことを期待といいますか、むろん確信をしておるわけでござりますが、そういう世界経済の情勢といたしまして債務国が返してくるわけでござりますが、それが残高といふのは減少してまいりますけれども、これは実際の運用上どのくらいになるんですか。

○田代富士男君 またここに「政令で定める割合」と、このように書いてありますけれども、これが実際の運用上どのくらいになるんですか。

○政府委員(前田典彦君) これは国際約束に基づきまして債務国が返してくるわけでござりますから、一〇〇%返つてくるというふうに考えておるわけでござりますが、まあ通常担保にも掛け目というようなものもござりますし、過去の実績を見まして大体八割というふうに考えております。

○田代富士男君 八割ということでござりますけれども、一〇〇%ということはこれは願いたいけれども、わかりました。

今回の改正によりまして、五十九年度以降に予想されます資金シートに対応できる自信はあるのかどうか、もちろん世界経済の動き等もありますれば、仮に対処できない事態が生じたらどうするのか、やはりこういうことも考えておかなければ、これは、じや相手に流されていつてしまうのかという心配もなされてしまいますし、やはりある程度のそういう動きはありますけれども、主たる私は持つていくべきだと思います。これはもう私の意見として申し上げておきます。

統いて質問ですけれども、附則第三項の、年度末残高の限度額は最高でどの程度を予測していらっしゃるのか、また借りかえの額はどの程度になると考えていらっしゃるのか、これもお答えいただきたいと思います。

ならば、借り入れの具体的な金額の問題は別でありますけれども、実際の制度上の問題といたまでは、これで十分に対応できるというふうに考へておるわけござります。その前提といたしましては、先ほども御答弁申し上げましたように、債務繰り延べの対象になつたものが過去の経験等から考えまして八割程度は確実に戻つてくるという前提を取り入れておりますので、万一切ういう前提が大きく狂うということになつてまいりますと、これは保険会計の長期的な収支採算上もやはり重大な問題になつてまいりますので、こういう際には料率の引き上げその他収支改善のための別の措置をまたその際には検討せざるを得ないということに相なるかと思ひます。

○田代富士勇君 ここで、最近問題になつておりますI J P C事業の現状について御説明をいただきたいと思いますし、それから保険事故発生の可能性についてはどのように考えていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(柴田益男君) I J P Cの現状でござりますが、一言で申しまして現在は建設工事が中斷しております。御案内のようにI J P Cは、エチレン生産三十万トンを目標に、資金七千億円以上かけまして、七六年に着工したわけでござりますが、七九年にイラン革命が起こりましたとして工事を中断いたしました。その後、八〇年に工事再開をしたわけでござりますけれども、八〇年の九月からイラン・イラク戦争による爆撃が行われまして、また工事が中断してしまったということになります。その後、昨年の七月に日本側とイラン側と話し合いたしまして、今後の建設所要資金はイラン側の負担でやるということで合意したわけでございまして、工事再開のための調査に取りかかつたわけでござりますけれども、ことしの二月に再度また爆撃を受けまして、今は先ほど申しましたように工事は中断して、現地に日本人の従業員が行つておりますけれども、現地サイトのそばで待機中である、そういう状態でございます。

○政府委員(杉山弘君) 私の方から、先生の御質問の後段の部分についてお答えを申し上げたいと

思います。

思います。
I J P Cについて保険事故の可能性はいかがか
という御質問でございますが、本件につきまして
はまだ保険契約者の方から具体的な保険金支払い
の請求等もございません段階でございますので、
具体的なお答えはそういう事態になつたときに申
し上げるというのが通例でございますので、ここ
では控えさせていただきたいと存じます。ただ、
一般論として申し上げますれば、先生御案内によ
うに、I J P Cに掛けております海外投資保険
は、相手国によります収用、それから戦争、内乱
等の状態によります事業継続ができなくなる場合、
それから三番目には相手国政府の事情により
ます送金不可能の事態、こういうものを保険事故
として想定をいたしておりますわけございます。先
ほど通商政策局長からお答えいたしましたように
サイトが新たに爆撃を受けましたが、この爆撃を
受けたということそれ自身で保険事故になるわけ
ではありませんんで、先生十分御案内のよう
に、それが原因となりまして一定の期間事業が繼
続できなくなるというようなことがあって初めて
保険事故となるものでございまして、まだそうい
った期間の経過等もございませんので、今の段階
で具体的にどうこうと言ふことは差し控えさせて
いただきたいと思います。

中に入れるわけござります。ただ、そうではございませんで、I J P C のようなこういう個別のケースにつきましては個々の案件ごとに積み上げて予測するというは到底不可能でございますので、そういうのは過去の事故率等のデータに基づきまして一般的な、経験的、統計的な予測をしておるだけございまして、I J P C を特に取り出して予測をしておるというようなことはございません。

○田代寅士男君 特別に予測はしていないというところでございますが、仮に事故発生の場合は、どの程度の事故となりまして、いかに対処をされるのか、これは仮定の問題でございますから答えるにくい面もあるかと思いますが、これは私は予測をしておかなければならぬ問題だと思ひますけれども、これはどうですか。全然ないということは言えないと思うんですが。

○政府委員(杉山弘君) I J P C の問題につきましては、私どもも事業の完成を願つておりますので、保険金の支払い請求に至るという事態が到来しないことを期待しているわけでござります。ただ、今先生のお尋ねのように、そういうことも頭に入れておかなければいけないのではないかといふことでございますが、金額がどのぐらいになるかというのは、実際には事故に該当する事由が発生しまして、その段階で損害がどれだけ出ているかということもまた確定をいたしませんと保険金の支払いの額というものは確定できないわけになります。たゞ一般論で申しますと、もし万一本幸にいたしまして I J P C が保険事故事由に該当するというようなことになりますと、保険金の支払い額はかなり多額なものになるだらうと思います。先ほど審議官から御答弁申し上げましたように、私どもの今後の保険金の支払いの要素といったしましては、個別、具体的に I J P C の問題は考慮に入れておりませんが、そういう事態が万一不幸にして出てくるというようなことになりますと、今私どもが主として考えております債務繰り延べ問題とはまた別に、そういう点の資金手当

をせざるを得ないと、いうことになりますかと思いま
す。繰り返すようですが、そうならない
ことを希望しておるわけでござります。
○田代富士男君 大臣、私が今質問しましたこと
につきまして、損害がどの程度出ているかという
金額が正確にならなければ出せない、これもまた
理解できます。さりとてこれが問題になつた場合
には、多額の金額になつて到底これは別の立場で
救済する以外にないじゃないかということをごさ
いますけれども、これは当然起きてくる、まだ起
きてはいけれども起きてくるであろうことは予
測されるわけなんですが、これは大事なことですご
ざいますから、大臣としてはいかがお考えです
か。

○国務大臣(小此木彦三郎君) 率直に言つて、そ
のよう不安が腹の中にならることはございません
けれども、しかし何分にも仮定の問題でございま
すので、その場になつて考えてみなければならな
いものだと思います。

○田代富士男君 その場になつて考えたんでは違
いんじゃないですか。

○政府委員(杉山弘君) ちょっと大臣のお答えにつ
きまして補足をさせていただきたいと思います
が、先ほど私御説明申し上げましたような意味
で、多額にはなりますがその時点になりません
と金額的にも確定をいたさないという意味におき
まして大臣もそのときになつて考える、こうおっ
しゃつたわけでございますが、やはりもし万一不
幸にしてそういう事態になりますと保険金の支払
いをせざるを得ませんが、現在までののような状態
でもう既に借入金をいたしませんと払えないよう
な状態でござります。ただIJP Cのもし事故が
起つた場合の問題と債務繰り延べ問題との違い
ますが、IJP Cの場合には繰り延べの場合と違
いまして払った保険金が返つてくるという性格の
ものではございませんので、そういう場合には單
なる資金繰りの問題ということではなくてまた別

の問題、例えば保険の収支相償の原則というものがございますので、そういう観点からやはり料率の引き上げ等というような措置もあわせてその一つとして考えていかなければならぬのではないかと思いますので、今回ののような資金繰りの問題とはちょっと性格が違うという意味で大臣もまたそのときになって考えてみなければならないのだとうちおつしやつたんだと思う。

○田代富士男君 ではもう一回大臣から。

○国務大臣(小此木彦三郎君) 債権回収につきましては、法律上の義務は被保険者にあるわけありますけれども、実際問題として相手国政府との交渉となりますと民間の立場では非常に難しい面があると思っておりますので、その場になつて考えてみます。ごく率直に申し上げたわけでございますが、今貿易局長が答えたように、もしもそのようなことが出来ましたならばそれこそ政治的にも數字的にも大変なことございます。そういう意味でその場になればそのときで考えるという意味でございまして、御理解願いたいと思います。

○田代富士男君 仮定の質問だからこれ以上詰め

られないかと思いますが、そこでIIPCの場合にはこれは債務繰り延べしても返つてくる可能性がないということで、こういう事態じゃないかと思

いますけれども、債務繰り延べの代金回収につきましても、その状況は現在どうなつているのか、また未回収分及びそのうち不良債権と考えられるもの

はどのくらいあるのか、今さつきも期間中に八割

ぐらいは一応戻つてくるということありますけれども、重ねてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) 過去の経験から申します

と、債務繰り延べをし支払いました保険金につきましてはその八割に相当するものが返つてきていますが、じや残りの部分について

は返らないのかということになりますと、私の方

としましては、やはり国と國との約束でございま

すから返済期限どおりにはなかなかない場合

もあるうかと思いますけれども、期間をかけて回

収に努力をする交渉をしていくというふうなこ

とによりまして、最終的には全額に近いものをぜ

ひとも回収をしたい、こう考えておるわけでござ

りますので、先生御指摘のような不良債権に相当するものが残りの一割の中にあるというふうには考えてないわけでございます。

○田代富士男君 債権回収につきましては、法律上の義務は被保険者にあるわけありますけれども、実際問題として相手国政府との交渉となりますと民間の立場では非常に難しい面があると思っております。したがつて、民間からは債権回収における

政府の積極的な介入といいますか、そういう援助

というものを望む声が強いわけでございますけれ

ども、こういう問題につきましてどのように現実

に行われているのか、また今後債権回収に政府

としてどのように取り組んでいくのか。二割が不

良債権ではないという強い確信も持つていらっし

やりますけれども、あわせてお答えいただきたい

と思います。

○政府委員(前田典彦君) 従来は政府のいわゆる

リスクというよりも保険でバイヤー、取引の相手

方が払わないというような事故が非常に事故の大

きな部分を占めておつたわけでございまして、そ

ういうものにつきましてはやはり取引関係のある

輸出業者に回収の努力を持たせるというのが最も

適切なわけでございますが、債務繰り延べに伴い

ます事故というのをただいまお話をございました

ように、政府が政府として約束をして払うか払わ

ないか、まあ払うということになつておるわけで

ございまして、したがつてそのスケジュールどお

り払つてこないということは政府間協定の義務不

履行とでも言ふべきことでござります。したがい

まして、政府としておつしやるとおりしかるべき

措置をする、直接督促をするとかあるいは他の債

権と協議をしてその支払いを求めるというよう

なことは従来からもやつておりますし、今後とも

積極的にやってまいりたいと思います。

○田代富士男君 もう時間もそろそろ参ったよう

でござりますけれども、自治体との関連につきま

してお尋ねをしたいと思いますが、輸出手形保険

は従来国が八〇%、これは御承知のとおりでござ

りますが、主要自治体が追加補償制度をいたしました

して一五%上乗せをしておるわけでござります。ところが今回の改正によりまして、御承知のとおりに、八一・五%以内となつたことにより、危険度に応じて七〇%あるいは六〇%でも引き受け可能です。したがつて、民間からは債権回収における

自治体の方があわせられる場合には、やはり自治体が追加補償でん補をしました部分につきましてはそれをお踏みになるわけでございますが、将来債務

の上乗せ分はどのようになるのか、この点をお答えいただきたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) 本件は、最終的には自治

体の方がもしお変えになる場合には条例改正等の手続をお踏みになるわけでござますが、私ども

今回の改正を検討します段階から自治体とは一応連絡をとらしていただいておりまして、その限りで私どもが承知いたしておりますところでは、各

自治体とも一五%の率そのものは限度としては変

える予定はないという御意向のようでございま

す。ただ、國の方で従来とは違いまして以内とい

うことでてん補率を下げるようなことを考える場

合には、自治体の上乗せ補償の方につきましても

国がてん補率を引き下げる度合いに応じまして自

治体の方も一五%の範囲内でてん補すべき割合を

減少させる、そういうお気持ちが強い、というふう

に聞いておりまして、したがいまして、大体私ど

もが今後運用いたしてまいろうと思うことはほほ

ども、自治体の側でも同じような方向で受け入れていただけるものというふうに考えておるわけでござります。

○田代富士男君 現在の制度で自治体の財源はどう

こから出でるのか、これもお答えいただきたい

と思ひますし、これは運営のやり方によりまして

は自治体の負担を増大させることになりはしない

ことは従来からもやつておりますし、今後とも

考えになつてまいりやうとするのか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) 私どもが伺つております

ところでは、手形保険につきましての追加補償を

実施いたしております自治体におきます収支につ

きましては、最近は私どもの手形保険と同様に持

ち出しなつてゐるというふうに承知をいたして

おります。したがいまして、その持ち出しになつ

ております部分は当面は自治体の一般財源の負担

において賄われるわけでございますが、将来債務

繰り延べをしました相手國から返済計画に従つて

返済がございました場合には、やはり自治体が追

加補償でてん補をしました部分につきましてはそ

のでん補した割合に応じて回収がなされるわけで

ございます。先ほど来、輸出手形特別会計、長期

的に考えますと収支が悪化しているわけではない

ということを申し上げたわけでございますが、都

道府県の追加補償制度につきまして、現時点で

は一時的な持ち出しにはなつてゐるかと思ひます

けれども、将来回収されますことを考えますと自

治体自身の負担がここで急にふえているというこ

とではないのではないか、いわば表面の資金

繰りの問題として処理していただけるものでは

ないかというふうに考えておるわけでございま

す。

○田代富士男君 最後の質問でござりますが、一

貫して今質問してまいりましたけれども、懸念材

料といたしまして、発展途上国等の累積債務が増

大する傾向にありますと、カントリーリスクの高

まりというものは従来になつて激しいものになつて

きております。これは御承知のとおりでございま

す。このような情勢のもとで輸出手形保険制度の担う

役割というものはますますこれは重要ななつてく

るのではないかと思ひますし、その機能を充実し

ていくことが急務ではないかと思ひます

から、通産大臣としての決意をお聞きいたしまして

最後の質問といたします。

○国務大臣(小此木彦三郎君) 本当にたびたび申

し上げるようですが、カントリーリスク

が近づく非常に増大してきておりまして、これが、この輸出手

形保険の役割といふものはますます増大していくわ

けでございます。田代委員のいろいろの御意見あ

るいは議論のやりとりをしておりまして、今後この制度が本当に利用者の要望あるいは利用者のニ

一ズにこたえて私どもが弾力的に対応してまいりまして貿易のより健全化を図つてまいりたいと存する次第でございます。

○橋本敦君 まず最初に大臣にお伺いしたいと思

いますが、先ごろ牛肉、オレンジの日米交渉が妥

結を見た次第でございます。言うまでもあります

が、この農産物問題が日米貿易摩擦の象徴だと

か、あるいは焦点だと、こう言われて注目を浴

びたわけであります。農業それ 자체をとつてみ

ますと、輸出超過でもなければ、むしろその逆に

アメリカからの輸入が日本の総食糧輸入の三四%

を占めるということです。しかしながら、本邦的に

は農業が貿易摩擦の象徴と言われて犠牲にされる

ようなことがあつてはならぬというのが、まさに

これは農民の皆さんを初めとするコンセンサスで

あるうとあります。しかししながら、あの

ような結果になりまして、全国農協中央会はまことに遺憾であるとして抗議の談話を出されたわけ

であります。貿易問題について所管をする責任

のある大臣として通産相は今回のこの問題についてどういふ感をお持ちなのか、あるいはまた農

協中央会のあの談話に見られる農民の皆さんとの抗

議や怒りについてどんなふうに所感をお持ちな

のか、まずこの点をお伺いさせていただきたいと思

います。

○國務大臣(小此木彦三郎君) いろいろな御意

見、いろいろな評価がございまことは私も承知いたしております。しかし、今回の日米農産物交

渉は我が国の農業が犠牲となることのないような

決意のもとに行われたものとはつきり理解いたし

ておるわけでございます。日本の農業が我が国

安全保障の面から重要であることはもちろんござりますが、しかし、一方において工業の発展と

いうことも我が国にとって必要欠くべからざることでございます。しかし、それでも今回の日

米農産物交渉は、日米間に横たわるところの八つの問題、その懸案事項の一つがこれで解決したといふことでございまして、私は山村農水大臣の御努力あるいは御手腕を評価しておるところで

あります。

○橋本敦君 山村農相の手腕を評価なさるという御意見がございましたが、私がお聞きしたいのは、

農協中央会のあの談話に見られる農民の皆さん

不安の解消、あるいは今後この農民の皆さん

の要

求にこたえて政府は一層農業を守る施策を進めて

いくことが一層重大になっておるという、

そういう状況で通産相としていかがお考えかとい

うことが実は聞きましたが、大蔵省が五十八年度

通関実績で明らかにしたところでも「百三十三億

ドル」という史上最高の出超を記録しております

し、対米関係を見ましても、対米貿易の出超もこ

れまた過去最高の二百十億ドルを超えておるとい

う状況が報告されております。したがつて、今後

こういった状況で貿易摩擦問題がさらに再燃を

し、あるいは四年後ということではありますけれ

ども、それまでなく、また農産物問題も含めた

貿易問題の摩擦が激化する心配もあるわけ

でございまして、こういう先行きについて通産大臣としてどうお考えか、この点もお聞かせいただ

きたいと思ひます。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 世界経済をさらに

活性化していくためには、何と申しましても自由

貿易の推進、このことが不可欠な問題でございま

す。しかし、先進諸国の中にもそれぞれの国の一

いふ事情がございまして、いろいろな問題で悩

んでいることは事実でございましょう。例えばア

メリカにおいては、ことしは選挙であるというこ

とによってどうしても保護主義が台頭してくる。

を進めていかなければならない。現に私は、アメ

リカのロックさんに会いましても、あるいはE

Cのハッセルカンプさんに会いましても、あるい

はカナダのリーガン貿易大臣に会いましても、こ

のような考え方を常に率直に話し合っているわけ

でございます。もちろん個々の国の中に個々の内

藏した問題、そういうものは当然あるわけでござ

いますが、基本的に私は、かよくな方針こそ世

界経済をさらに一層繁榮させる道であると信じて

おります。

○橋本敦君 今の大臣のおっしゃった点に関して

二点どちらにお伺いしておきたいんですが、今おっ

しゃったような方針で五月に行われるECの会議

にお臨みになるというように伺つてよろしいの

か、これが一点でございます。

それから同時に、こういった貿易の大きな黒字

ということを考えましても、さらに力を入れなき

やならぬのは、通産省としても内需の拡大とい

う点が新たにクローズアップされてきている情勢で

はないかと、私、こう思ふんですが、この第二点

目の問題について大臣の御意見をお伺いさせてく

ださい。

その間から、予算委員会等を通じても問題になつてまいりました、イランから非公

式ながら打診があつたというC-1輸送機と第三次

元レーダーのイランの引き合いに関するどういう

態度をとるかということについてお伺いしたいわ

けであります。

○橋本敦君 今大臣がおっしゃったことにつけて加

えて、私は、地域地場産業なりあるいは生活関連

事業をつくり出す中小企業の育成にも一層力を入

れていただくという当然のことですが、この点も

つけ加えて要望しておきたいと思うのであります。

○橋本敦君 今の大臣がおっしゃったことにつけてお

いてお伺いしておきたいと思います。

○橋本敦君 今の大蔵がおっしゃったことにつけてお

いてお伺いしておきたいと思います。

振興していく。さらに、これはたびたび申し上げ

ることでございますが、このよき時期に機動的

なあるいは適切な金融措置を行つていかなければ

ならない、かようなことがその基本でございます。

○橋本敦君 今の大蔵がおっしゃったことにつけてお

いてお伺いしておきたいと思います。

務省としても内々その対応は検討されつつあるのではないかでしょうか。

○説明員(英正道君) この問題につきましては、やはり事柄の性質上、具体的な輸出の案件というふうになつてきた段階で関係各省とも協議の上慎重に検討すべきものであるといふに考えておりまして、まだそういう段階には至つております。

○橋本教君 しかし、安倍外相の予算委員会の答弁等を見ましても、一応の検討は大臣としてもなされつつあるよう答弁を伺いましたのでお聞きをするわけですが、いずれにしましても、我が国外交の方針として安倍外相は、イランだけじゃなくてイラクにもお行きになつたというようなことで、いわゆるイラン・イラク戦争というこういった紛争が拡大しないように、可能であるならば、こういった紛争解決のために両国が話し合う環境ができるように、そいつた方向で独自の外交方針で臨むというような方向で進めておられるというようすに推測しておりますが、その方向は間違ひございませんか。

○説明員(英正道君) おっしゃられますとおり、日本としてはこのイラン・イラク両国と友好関係を從来持っておりますし、またそういう関係を維持していきたいということで、戦争をしておる国でござりますのでなかなか問題ござりますけれども、両国の友好関係を維持増進するということに精いっぱい努力しているわけでござります。また、紛争そのものにつきましては、これは地域の平和の問題のみならず、両国にとつても非常に痛ましいことでござりますので、やはり早期に解決するようないいことを機会あるごとに伝えておりますし、またこの紛争がさらに拡大してより多くの地域、國を巻き込んでいくようなことになりますと大変なので、そういうことがないよう、エスカレーションを防止するということでもいろいろ知恵を出しているわけでござります。

○橋本教君 わかりました。いざれにしても、不幸ながら四年間近いイラン

・イラク戦争ということが行われておりますし、したがつてこのイラクとイランの状況を見ますと、武器輸出三原則で言うところの紛争当事国に該当するという事実は、これは客観的事実としてリアルな問題だと思うんですが、この点の認識は通産大臣、通産省としていかがでございましょう。

○國務大臣(小此木彥三郎君) この問題は、外務省との問題は問題いたしまして、昨年の十二月ことしの三月、イランの駐日大使が通産省首脳に対しまして非公式な話として来たことは事実でございます。しかし、それは具体的に例えれば輸出申請というような問題になつてくれば慎重に検討すべきことだと存じますけれども、全くの非公式な話でござりますので現状では何とも言えませんし、またもしそうであつたらこのままの仮定でござりますから、ここで論議をするということは私としては差し控えるべきであると考えております。

○橋本教君 大臣、お言葉ではござりますけれども、C-1という飛行機が一体いかなる飛行機かといふことは、これは自衛隊の装備年鑑七四年版を見ましても、これはまさに戦術軍用輸送機であるといふことははつきりしておりますし、これがつ

くられた契機を見ましても、前の輸送機がリタイアしていくに当たりまして自衛隊からの具体的なアセットに基づいて設計をされたという経過がございまして、現在軍用機として使われている。しかもこれはまさに弾砲あるいはジープを空中投下できるし、あるいはまた全天候型といふ

と私は思つておるんですが、そのところは大臣にこたえることは妥当ではない、こういう状況だ

と私は思つておるんですが、そのところは大臣の率直な御意見を伺いたい、こういうことでございます。

○政府委員(杉山弘君) ただいまC-1輸送機について武器ではないかというような観点からの御質問がございましたのですが、このC-1輸送機がいわゆる武器三原則等に申します武器に該当するかどうかということにつきましては、かねて国会で

御議論の対象になつたとおりでございまして、政府の考え方は、火器を搭載するような構造になつてゐるものではない、したがつて、直接戦闘の用に供されるものではないということで武器ではない、こういう判断をいたしているわけでございま

す。

ただ、だから具体的に話が出てきたら認めるのかどうかということになつてきますと、これはまた別の観点もあろうかと思いますし、あるいは既に御案内いますが、このC-1輸送機につきま

しては、五十六年度以来メーカーの方では生産を

あります。したがつて、これがイランに持っていかれた場合に、これは軍用に供されない、民間に使われるというような保証はないどころか、イラン・イラク戦争の現状から見ますと、これまた軍用に使われる蓋然性、可能性というの非常に高い。しかも、そういった紛争当事国である、こういうことを考えますと、大臣は具体的に輸出申請があつてその段階で検討する課題だ、こういうことでありますけれども、内々に打診があつたという状況から見ても、我が国の立場をこれやつぱり武器輸出三原則の立場に照らしても好ましくない、妥当でない、輸出すべきでない、こう私どもは思つてますが、通産省としてもそこのところははつきりと見解をお持ちいただきておく方が私はよいのではないか。しかも、先ほど外務省にもお伺いしましたが、イラン・イラクの間にあってイランだけに肩入れするんじやなくて、紛争を拡大しないような配慮で独自の外交を進めるという外務省の方針に照らしましても、今この輸入要請にこたえることは妥当ではない、こういう状況だ

と私は思つておるんですが、そのところは大臣の率直な御意見を伺いたい、こういうことでございます。

○國務大臣(小此木彥三郎君) それゆえに私は具体的に問題になつてきた時点で慎重に対処すると先ほど申し上げましたこととのとおりであります。

○橋本教君 それじゃ、もう時間がございませんので、法案に即した質問も用意しておりますので、お伺いさせていただきます。

まず第一の問題は、今回の改正理由の一つに、中小企業の輸出にも役立てるということで理由が述べられているわけですが、それはそうなればまことに結構なんですが、実際輸出保険の利用実態はどうなんのかということから私はまず検討をさせていただきたいと思うんです。

そこで、中小企業の保険利用状況調べというのをいただきましたが、これによりますと普通輸出保険は中小企業は七・一%、輸出代金保険になりますと四・五%という低い率ですね。しかもこの統計をとりました基準として中小企業とは製造業

されておりませんで、生産ラインも撤去されいるという段階になつてきましたように、具体的な輸出申請と、武器輸出三原則で言うところの紛争当事国に該当するという事実は、これは客観的事実としてリアルな問題だと思うんですが、この点の認識は通産大臣、通産省としていかがでございましょう。

○橋本教君 いすれにしても、明確なお答えが輸出申請が出てない段階ですから、それはそういう意味で今後のことだということありますけれども、私が指摘したのは、私どもは武器に当たると思いますが、仮に武器でないとしても紛争当事国に当たる、我が国外交方針からみても今の場合は好ましくない状況がある。環境づくりからいつても相当でないという観点から、この問題については慎重に対処する必要があるというぐらいの対処は政府の方針として持つておいてもらわなくちゃ困るのじやないかという気がしますので、そういう意味で大臣に私はお伺いしたんですが、いかがですか。

○橋本教君 いすれにしても、明確なお答えが輸出申請が出てない段階ですから、それはそういう意味で今後のことだということありますけれども、大臣が申し上げましたように、具体的な輸出申請と、武器輸出三原則で言うところの紛争当事国に該当するという事実は、これは客観的事実としてリアルな問題だと思うんですが、この点の認識は通産大臣、通産省としていかがでございましょう。

おりますが、ところが、これを中小企業基本法でいう中小企業、つまり製造業で資本金一億以下、そして商業で三千万円以下に引き直しますと、もつと率は落ちる、私はこう思うんですが、その統計は通産省お持ちでございましょうか。

○政府委員(杉山弘君) 先生の御指摘になりますと、普通輸出保険と代金保険につきましては、基本法で申します中小企業の定義に該当する輸出者の利用実績というものについては、残念ながら私ども数字は持っておりません。

ただ、今回御提案申し上げております輸出手形保険につきましては、基本法の中、中小企業者に該当する輸出業者の利用の数字も持っているわけですが、

○橋本教君 だから、したがつて私が指摘した中、企業基本法でいう基準に従うと、普通輸出保険や輸出代金保険といふのはうんと落ちて、それこそ一%ぐらいになるのではないかという推測ができるわけですね。

輸出手形保険に入る前にひとつお伺いしたいのは、いわゆる今回の改正の問題で契機となりましたいわゆるリスクによる保険金の支払い事故の発生等の問題ですが、この保険の種類はほとんどが輸出代金保険からくる、いわゆるリスクの問題はですね、そういう状況だと思いますが、いかがですか。

○橋本教君 輸出代金保険の関係で見ますと、い

ただきました資料、輸出保険運営実績、これで見

ますと合計欄のところをちょっと見ていただきま

いのですが、昭和四十四年から五十七年までの十

年のトータルのところで二千五百七十三億円、これだけが支払い保険金として出ておるわけあります。

それで、輸出代金保険の今度は支払い関係を見

てみますと、千二百五十四億円ということになつ

ておりますから、ほぼ私の計算で輸出代金保険、

これが四八・七%を占めておる、こういう状況に

なつておると思うんですね。しかも、この輸出代

金保険の九〇%までがいわゆる大企業が利用し

て、こういう実態でありますから、結局は中

小企業の輸出振興あるいはその他利益になるとい

うことになりますが、実態は、やっぱり大企業の

輸出、これが問題になって出てきているのではな

いだろうか。

そういたしますと、私が指摘しましたこの十三

年間の合計でも、おっしゃるところの収支相償と

いうことは具体的に実現されてないわけですか

から、今後の課題としてはてん補率の引き上げか、あるいは

抜本的な体制を検討し直すか、そういうことによ

つて処理すべき問題ではないかと、まずこう思

うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(杉山弘君) 先生御指摘になりました

四十四年から五十七年までにかけましての輸出代

金保険の支払い保険金が千二百五十四億円、それ

に對しまして収入の方を考えますと、保険料が約

九百六十億ぐらいござりますし、その他回収金等

もござりますのでこれを入れますと、先生おっし

やいますように、物すごい持ち出しになつて

いるということではなくて、ほほバランスがとれてい

るというふうに考へるわけでござりますし、そ

ういう意味で今の段階で料率の改定その他の収支改

善策をとるような段階に立ち至つていないんでは

ないかというふうに考へるわけでござります。

○橋本教君 輸出代金保険の関係で見ますと、い

ただきました資料、輸出保険運営実績、これで見

ますと合計欄のところをちょっと見ていただきま

いのですが、昭和四十四年から五十七年までの十

年のトータルのところで二千五百七十三億円、これ

だけが支払い保険金として出ておるわけあります。

それで、輸出代金保険の今度は支払い関係を見

てみますと、千二百五十四億円ということになつ

ておりますから、ほぼ私の計算で輸出代金保険、

これが四八・七%を占めておる、こういう状況に

なつておると思うんですね。しかも、この輸出代

金保険の九〇%までがいわゆる大企業が利用し

て、こういう実態でありますから、結局は中

小企業の輸出振興あるいはその他利益になるとい

うことになりますが、実態は、やっぱり大企業の

輸出、これが問題になって出てきているのではな

いだろうか。

そういたしますと、私が指摘しましたこの十三

年間の合計でも、おっしゃるところの収支相償と

いうことは具体的に実現されてないわけですか

から、今後の課題としてはてん補率の引き上げか、あるいは

抜本的な体制を検討し直すか、そういうことによ

つて処理すべき問題ではないかと、まずこう思

うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(杉山弘君) 先生御指摘になりました

四十四年から五十七年までにかけましての輸出代

金保険の支払い保険金が千二百五十四億円、それ

に對しまして収入の方を考えますと、保険料が約

九百六十億ぐらいござりますし、その他回収金等

もござりますのでこれを入れますと、先生おっし

やいますように、物すごい持ち出しになつて

いるということではなくて、ほほバランスがとれてい

るというふうに考へるわけでござりますし、そ

ういう意味で今の段階で料率の改定その他の収支改

善策をとるような段階に立ち至つていないんでは

ないかというふうに考へるわけでござります。

○橋本教君 輸出代金保険の関係で見ますと、い

ただきました資料、輸出保険運営実績、これで見

ますと合計欄のところをちょっと見ていただきま

いのですが、昭和四十四年から五十七年までの十

年のトータルのところで二千五百七十三億円、これ

だけが支払い保険金として出ておるわけあります。

それで、輸出代金保険の今度は支払い関係を見

てみますと、千二百五十四億円ということになつ

ておりますから、ほぼ私の計算で輸出代金保険、

これが四八・七%を占めておる、こういう状況に

なつておると思うんですね。しかも、この輸出代

金保険の九〇%までがいわゆる大企業が利用し

て、こういう実態でありますから、結局は中

小企業の輸出振興あるいはその他利益になるとい

うことになりますが、実態は、やっぱり大企業の

輸出、これが問題になって出てきているのではな

いだろうか。

そういたしますと、私が指摘しましたこの十三

年間の合計でも、おっしゃるところの収支相償と

いうことは具体的に実現されてないわけですか

から、今後の課題としてはてん補率の引き上げか、あるいは

抜本的な体制を検討し直すか、そういうことによ

つて処理すべき問題ではないかと、まずこう思

うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(杉山弘君) 先生御指摘になりました

四十四年から五十七年までにかけましての輸出代

金保険の支払い保険金が千二百五十四億円、それ

に對しまして収入の方を考えますと、保険料が約

九百六十億ぐらいござりますし、その他回収金等

もござりますのでこれを入れますと、先生おっし

やいますように、物すごい持ち出しになつて

いるということではなくて、ほほバランスがとれてい

るというふうに考へるわけでござりますし、そ

ういう意味で今の段階で料率の改定その他の収支改

善策をとるような段階に立ち至つていないんでは

ないかというふうに考へるわけでござります。

○橋本教君 輸出代金保険の関係で見ますと、い

ただきました資料、輸出保険運営実績、これで見

ますと合計欄のところをちょっと見ていただきま

いのですが、昭和四十四年から五十七年までの十

年のトータルのところで二千五百七十三億円、これ

だけが支払い保険金として出ておるわけあります。

それで、輸出代金保険の今度は支払い関係を見

てみますと、千二百五十四億円ということになつ

ておりますから、ほぼ私の計算で輸出代金保険、

これが四八・七%を占めておる、こういう状況に

なつておると思うんですね。しかも、この輸出代

金保険の九〇%までがいわゆる大企業が利用し

て、こういう実態でありますから、結局は中

小企業の輸出振興あるいはその他利益になるとい

うことになりますが、実態は、やっぱり大企業の

輸出、これが問題になって出てきているのではな

いだろうか。

そういたしますと、私が指摘しましたこの十三

年間の合計でも、おっしゃるところの収支相償と

いうことは具体的に実現されてないわけですか

から、今後の課題としてはてん補率の引き上げか、あるいは

抜本的な体制を検討し直すか、そういうことによ

つて処理すべき問題ではないかと、まずこう思

うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(杉山弘君) 先生御指摘になりました

四十四年から五十七年までにかけましての輸出代

金保険の支払い保険金が千二百五十四億円、それ

に對しまして収入の方を考えますと、保険料が約

九百六十億ぐらいござりますし、その他回収金等

もござりますのでこれを入れますと、先生おっし

やいますように、物すごい持ち出しになつて

いるということではなくて、ほほバランスがとれてい

るというふうに考へるわけでござりますし、そ

ういう意味で今の段階で料率の改定その他の収支改

善策をとるような段階に立ち至つていないんでは

ないかというふうに考へるわけでござります。

○橋本教君 輸出代金保険の関係で見ますと、い

ただきました資料、輸出保険運営実績、これで見

ますと合計欄のところをちょっと見ていただきま

いのですが、昭和四十四年から五十七年までの十

年のトータルのところで二千五百七十三億円、これ

だけが支払い保険金として出ておるわけあります。

それで、輸出代金保険の今度は支払い関係を見

てみますと、千二百五十四億円ということになつ

ておりますから、ほぼ私の計算で輸出代金保険、

これが四八・七%を占めておる、こういう状況に

なつておると思うんですね。しかも、この輸出代

金保険の九〇%までがいわゆる大企業が利用し

て、こういう実態でありますから、結局は中

小企業の輸出振興あるいはその他利益になるとい

うことになりますが、実態は、やっぱり大企業の

輸出、これが問題になって出てきているのではな

いだろうか。

そういたしますと、私が指摘しましたこの十三

年間の合計でも、おっしゃるところの収支相償と

いうことは具体的に実現されてないわけですか

から、今後の課題としてはてん補率の引き上げか、あるいは

抜本的な体制を検討し直すか、そういうことによ

つて処理すべき問題ではないかと、まずこう思

うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(杉山弘君) 先生御指摘になりました

四十四年から五十七年までにかけましての輸出代

金保険の支払い保険金が千二百五十四億円、それ

に對しまして収入の方を考えますと、保険料が約

九百六十億ぐらいござりますし、その他回収金等

もござりますのでこれを入れますと、先生おっし

やいますように、物すごい持ち出しになつて

いるということではなくて、ほほバランスがとれてい

るというふうに考へるわけでござりますし、そ

ういう意味で今の段階で料率の改定その他の収支改

善策をとるような段階に立ち至つていないんでは

ないかというふうに考へるわけでござります。

○橋本教君 輸出代金保険の関係で見ますと、い

ただきました資料、輸出保険運営実績、これで見

ますと合計欄のところをちょっと見ていただきま

いのですが、昭和四十四年から五十七年までの十

年のトータルのところで二千五百七十三億円、これ

だけが支払い保険金として出ておるわけあります。
それで、輸出代金保険の今度は支払い関係を見
てみますと、千二百五十四億円ということになつ
ておりますから、ほぼ私の計算で輸出代金保険、
これが四八・七%を占めておる、こういう状況に
なつておると思うんですね。しかも、この輸出代
金保険の九〇%までがいわゆる大企業が利用し
て、こういう実態でありますから、結局は中
小企業の輸出振興あるいはその他利益になるとい
うことになりますが、実態は、やっぱり大企業の

輸出、これが問題になって出てきているのではな

いだろうか。

そういたしますと、私が指摘しましたこの十三

年間の合計でも、おっしゃるところの収支相償と

いうことは具体的に実現されてないわけですか

から、今後の課題としてはてん補率の引き上げか、あるいは

抜本的な体制を検討し直すか、そういうことによ

つて処理すべき問題ではないかと、まずこう思

うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(杉山弘君) 先生御指摘になりました

四十四年から五十七年までにかけましての輸出代

金保険の支払い保険金が千二百五十四億円、それ

に對しまして収入の方を考えますと、保険料が約

九百六十億ぐらいござりますし、その他回収金等

もござりますのでこれを入れますと、先生おっし

やいますように、物すごい持ち出しになつて

いるということではなくて、ほほバランスがとれてい

るというふうに考へるわけでござりますし、そ

ういう意味で今の段階で料率の改定その他の収支改

善策をとるような段階に立ち至つていないんでは

ないかというふうに考へるわけでござります。

○橋本教君 輸出代金保険の関係で見ますと、い

ただきました資料、輸出保険運営実績、これで見

ますと合計欄のところをちょっと見ていただきま

いのですが、昭和四十四年から五十七年までの十

年のトータルのところで二千五百七十三億円、これ

だけが支払い保険金として出ておるわけあります。

それで、輸出代金保険の今度は支払い関係を見

てみますと、千二百五十四億円ということになつ

ておりますから、ほぼ私の計算で輸出代金保険、

これが四八・七%を占めておる、こういう状況に

なつておると思うんですね。しかも、この輸出代

金保険の九〇%までがいわゆる大企業が利用し

て、こういう実態でありますから、結局は中

（文部省農業局）貴務栗の延べ、二年は目
のではないかといふ警告的意見があるんですね。
私もこれは聞くべきだと思う意見なんですが、
ういう意見に対し、通産省はどういうお考えで
今回の法案を出されておるのか、最後にこれ
を伺つて質問を終わります。

の状況が今後好転しない段階ではそういうことになるのかどうか、こういうことでござりますが、国際的な債務累積問題につきましてはいろいろな御議論もございますが、むしろ当面は危機的な状況を回避されたというのが一般的な見方ではなかろうかと思ひますし、むしろこれからはここ数年見られたような深刻な状態を回避できたわけでございますから、さらに国際的な協力によりまして発展途上国の債務累積問題をさらに好転させるような努力というのが必要だらうと思いますし、また債務国側におきましては国内の経済運営等につきまして一層の自助努力をお願いする、そういう方向での国際的な努力をしていくべきではないかと考へるわけでござります。

に對して、また政府側の非常に懇切にお答えいたしましたが、だいておられますから、とんど問題点は解明されたなと、こう思います。私が用意しておりました質問等についても、同僚議員の質問ではとんど尽くされておりますから、一、二点だけ簡単に伺いします。

今回の法律改正等によりまして、付保率、てん
補率がさらに引き上げられる。それから従来とも
我が国の保険制度、他の先進国に比べて非常に有
利である、こういうふうに聞いております。包括
保険であると、あるいは料率等についても低いと
いうふうな点から、従来でも欧米先進国の保険制
度に比べてわが国の保険制度は非常によくできてい

おるという評価を受けておる、こんなふうに聞いております。そうすると一段とよくなるわけですね。それは大変結構だと思います。

さてそこで、先日の発表によりますと昨年度は貿易収支の黒字は史上最高だと、こう言われております。一面では結構なことがありますが、一面ではまた貿易摩擦がさらに激化するんではなかろうかといふうなそういう心配もするわけでありますし、さらに從来の実績から、これは先般貿易局長が衆議院の商工委員会での御答弁の中に出ておりますけれども、昨年は対前年比は九八・四%である、ところがアメリカに対する一七・九%の増である、ECを含めた先進国に対しては一二・六%の増である、このような数字を実は発表になつたと聞いておりますけれども、そうすると、アメリカあるいはEC等はますます日本がいわば輸出振興のためにさらに力を入れていくんではないか、こんなふうな誤解をするんではなかろうかという逆の心配が、朝から同僚議員の質問を聞き、また政府側の答弁を聞いておりましてそんな気がするんですが、その点についての懸念はありませんか。

○政府委員(杉山弘君) 今回、輸出保険制度の改正の問題といたしましては、御説明いたしておりますように代金保険と手形保険につきましてのてん補率の引き上げでございます。これは現行に比べまして二・五%というわずかな引き上げでございまして、例えは代金保険を例にとりますと、従来のものに比べて九七・五になるだけでございまして、法制的にはむしろ諸外国はごく特定の例外を除きまして一〇〇%のてん補率になつてゐるわけでございますので、むしろ今回の改正だけをとらえて諸外国から日本がさらにまた貿易摩擦を激化させるんではないかということにつきましては、私ども諸外国との比較におきましてまだん補率については諸外国のレベルまではいってないんだと、そういうことで御説明をして御理解を得ていきたいといふうに考えるわけでございま

○井上計君 大いに今後とも、我が国として何よりもやはり輸出に頼らざるを得ない国でありますから、輸出振興には力を入れていかなければなりませんが、輸出振興には力を入れただけにまたそのよる大きな摩擦ができるだけ起きないようなそういう配慮が必要であろう、このように感じますので、確かにてん補率についてもまだ十分ではないという面もありますけれども、相対的に見るとかなり輸出振興についてやはり力を入れておるというふうに諸外国から見られるおそれがあるんではなかろうかと、こんなふうに感じますので、この点をちょっと意見として申し上げたわけであります。

他にもう一つ、カントリーリスクの経済情勢、財政情勢等々の変化が今後ともますます、あるいは刻々続くのではなくだろうか、という感じがいたします。先ほどからやはりそういうふうな質問がなされます。先ほどからやはりそういうふうな質問がなされておりますが、ただそういうふうな変化等について、大商社、大企業はやはり自社の情報能力で対応できるものを持つておるわけでありますけれども、中小企業は全くと言つていよいほどのないわけでありますから、それらの中企業に対するそういうふうな情報の伝達といいますか、中小企業の情報の収集等々につきましてはさらに配慮をしていただきたい、これはひとつ要望をしておきます。

質問時間、私は大分ありますけれども、もう少くされておりますから、以上で質問を終わります。

○木本平八郎君 今も井上さんから話がありましたがようだ、もう大分いろいろ議論が尽くされておりますので、私も余りもう聞くことはないんですねけれども、ただ商社で三十数年間プラント輸出をやってきましたして、その間通産省の保険課に対しては大分恨みつらみもございますので、その辺民間との意見を代弁して二、三ちょっとお聞きしたいんですがね。

まずプラント輸出の問題なんですけれども、輸出保険自身は政府管掌ですね。政府管掌というのなぜかというと、民間じゃリスクがそれ切れな

の内閣は、この問題をもつて、政府が保険を引き受けないから政府がやっているわけですね。ところが現実におやりになっていることは、リスクがあえてくるとすぐ保険をとめちゃってやらない、というふうなことで、非常に特定国を認定することには積極的だし、引き受け停止には極めて敏感に対処されるわけですね。ところが現実には、プラント輸出がどんどん減っちゃっているわけですね。もう数字を申し上げるまでもないと思うんですねけれども。こういうふうで、一方、政府が保険を引き受けられないんで、資本金二十億円ぐらいの中堅商社で現在裸与信が百億あるわけですよ。一説によると九大商社で今裸与信が一兆あると言われているわけですね。これは政府が保険を引き受けられないから、やむを得ずやっていると。それでしようがないからロンドンのロイドなんかにつないでいるわけですね。そうすると保険料が五%かかるわけですよ。こういう実態で通産省だけがうまくぬくぬくと逃げちやしても、日本全体としては物すごいリスクを背負っているわけですね。れども、その辺どういうふうにお考えになりますか。

もそういった御批判十分謙虚に承りまして、先ほど大臣もお答え申し上げましたようなことで保険の建前との関係で説明がつく限りにおきましてはできるだけ運用の弾力化には努力をしてまいりた

批判がございましたが、プラント輸出が最近減少しておりますのは、基本的には債務累積問題等発展途上国の経済がきつくなりまして、経済発展計画の見直し等でプラントの需要そのものが少なく

そういうことなんですが、一方、けさからの説明では、リスクになつても八割ぐらいはもう回収できていると。私は、九割以上回収できるんじゃないでしょうか。そのくらい確実な気がするんですけども、

ましては、先ほど来の御批判の一環いたしまして、部内で十分検討をしていただきまして、なるべく早く成案を得たいと思います。

い。具体的にどういたしますかはこれから部内で
早急に検討をいたしたいと思います。
○木本平八郎君 昔はプラント輸出をやるときに
事前の相談でまず通産省へ行きますと、通商課と

なっている。したがいまして、その少ない需要に対してまたプラント輸出国が物すごい競争を展開していると、こういうところにあるのではないかと思いますが、そういったことはかにこの輸出

○政府委員(杉山弘君) 先ほど来御答弁いたして
から、もうパリ・クラブの債権国会議が終わった段
階でオーブンにしてもいいんじやないかと思うん
ですけれども、その辺いかがでしょう。

まず保険課へ行かなければだめだと。大体保険が掛かるかどうか、そこがどういう特定国かというのを判定を得ておかないと、どんな商談をしても、入札してもだめだという状況になつてゐるわけですね。しかしながら、保険課というのはどうも私たちの感覚では、悪く言いますと、どちらかと言えば後方部隊であつて、それが第一線というか輸出課へ行つたわけですね。ところがもう今は

なぜかと申しますと、そういう国について、例
えば、もうパリ・クラブの債権国会議が終わった段
階でオープンにしてもいいんじやないかと思うん
ですけれども、その辺いかがでしょう。
○政府委員(杉山弘君) 先ほど来御答弁いたして
おりますように、繰り延べをいたしましても八割
以上は過去の実績で返ってきております。ただ、
だからといって債権繰り延べをやっております國
について、二国間協定ができた段階で直ちに保険
が開けるかと、必ずしもそうはならないんじ
やなかろうかというのが私どもの感じでござい
ます。

のはちょっと異常な状態だと思うんですね。これは世界的にカントリーリスクがふえているからそれもやむを得ないんだという状況はわかりますけれども、やっぱり一番問題は、輸出保険だけが健全であってもプラント輸出が減ったんじゃ意味がないという本末転倒に今の運営はなっているという感じはするわけですね。それで実際問題、民間で商談、プラント輸出をやっていましても、問題は世界全体がカントリーリスクがあえているわけですね。ところがOECDなんかは非常に皆積極的なんですね。ところが日本だけはMITIががんがん締めるものだからシニカルでどんどん競争できないと。値段だとかスペックなんかでは問題ないんですけども、どうも支払い条件とか

積極的だけれども、緩めるのにはどうも消極的だということを申し上げたんですけれど、通産省自らもお認めになつてはいるようですけれども、それで、要するにこうリスクがあるからとめるといふのはいいわけですね。ところが、現実には非常に対応がおくれているんじゃないかという気がするわけです。例えば、非常にカントリーリスクがあつてはいるが、危なくなつてれば、そこでとめて、それでパリ・クラブで債権国会議が開かれて、合意に達すれば、もうあとはリスケで返済計画が出るわけですね、返済計画が。まして二国間の協定ができるてしまえばね、まあ、あと返済できるかどうかその保証がないにしても、もう再開してもいいんじゃないかと思うんですよ。

えれば今年いっぱいのデューイの来る債権については、繰り延べを約束したと。それじゃ来年以降デューイの来るものについては完全に支払ってもらえるかどうかということになりますと、そこ辺の見通しがまだ不分明でございます。従来の例でございますと、一次をやりますと、二次リスク、三次リスクと、こう続けてまいります。そうなってまいりますと、そういう部分について引き受けをいたしましますと、また繰り延べた債権の額もあえると、こういうことになりますので、これはやはり会計を預かる者といたしましては、そういう場合にも直ちに引き受けをするということはむずかしいございます。

ただ、債務繰り延べといいますのは、御案内の

○政府委員(杉山弘君) 貿易局では輸出保険会計をお預かりをいたしておりますが、同じ通産省の機械情報産業局はプラント輸出の振興をやっているわけでございます。したがいまして、通産省は一緒になりましてプラント輸出の振興には努力をしてまいりたいと思いますが、非常に手厳しい御うんですが、いかがでしょか。

例えば、民間の会社が倒産した場合に、一応債権が棚上げすると。まあ会社更生法でやりますね。ところが、それで取引停止までしてしまって、もう立ち上がりがないわけですね。ところが、今のこの保険の対応は、債権の棚上げをしといて、なるべく取り停止して、そして確実に返せるようになつたということになつて初めてその特定国解除になつていると。極めて、一たんなつてしまふとなかなか再開できないわけですね。

ようにも、大体中長期債権が主体でございまして、短期債権はむしろ繰り延べの対象から外される。その限りにおいては、債務国も債権国に対してもは一応払ってくると、こういうのが一般的な例でございます。そうすると、払ってきております短期の部分についてだけは回収の見通しがあるのだから保険を再開してはどうかという御批判はございまして、従来はそういうものも含めて我々は一律にとめておりましたけれども、そういう点につきましても、

は、リスクのときの金利が八%以上ですね。大体八・五ぐらいになるわけですね。八・五%といふのは、ただできえつぶれているところへちょっとこうきつ過ぎるんじやないかという気がするわけです。したがって、これはもうO E C Dが大体それでパリ・クラブなんかで合意しているわけですから、日本だけというわけにいきませんけれども、ぜひこれは大臣にお願いしたいのは、O E C Dのそういうところでひとつ提案していただきたい

て、リスクをやるようなところは苦しいのだから、再建するまで少しみんなで金利を下げてやらうじゃないかということを御提案いたくだくというのはどうかと思うんです。

それで、ということは、はつきり申し上げて、今まで日本はまあOECDやなんかでもどうしても他の国とのマッチングばかりなんですね。向こうの言うのに合わせていくと、日本がリーダーシップを持ってそういうことを余り提案したということを聞かないのですけれども、この金利を下げようじゃないかということを日本から提案していただいているいいんじゃないかと思うんですがね、大臣、いかがでございましょう。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 全くおっしゃるとおりでございまして、今までそういう場合をとらえて政府側からその声を出していることは事実でございまして、要するに米ドルを中心として世界的な高金利状態になつていて、そのことが債務累積国の金利負担を増大させているということだけではなくて、為替相場が安定しない。世界経済の安定成長にとって、非常にこれは重大な問題でございます。したがって、冒頭に申し上げましたとおり、OECDその他の場をとらえて、我々はこれを的確に処置していかなければならぬと考えております。

○木本平八郎君 それでは次の質問に移らしていただきます。

それで、この法案に対する原則的には私も賛成なんですが、実のところ申し上げて、ちょっとこの法案にははつきり言って不満足なんですね。なぜかというと、まずてん補率を二・五%上げるなんていふ、これなんかちょっとどうごまかしみたいな上げ方で、もうそれぐらいなら西欧諸国並みに一〇〇%にしてしまえばいいじやないかということが第一点です。

それから、次の広告保険だが、こうありますね。これやめるやめるというと、まあ確かにないんですけれども、どうも私の経験では、通産省が余りお勧めになつてなかつたと、したがつてこれ

は余り発展しなかつたといふ感じがするわけですね。まあそれでもやはりこれをやめるのはしようがないにしても、それから最後の千百四十四億円ですね、こういふものを借りるとまたこれ金利払わないかねですね。むしろこのくらいのものは増資されてもいいんじゃないかと。先ほどの二十兆円からあるわけですからね。それに対して一千億ぐらいの資本金があつてもいいんじゃないかといふ気がするんです。これはいろいろ難しい点があると思いますので、今回はこれでいいですかとも、やっぱりその辺積極的にお考えになつていく必要があるんじゃないかという気がするわけであります。

そこで、私、この輸出保険というの、これは昭和二十五年ぐらいからですね。ところが、もう時代が全然変わつていて、保険自身あるいは運用自身が昔のままおやりになつていていう感じがするんです。それはどうしてかというと、これができた時分というのはトランジスタラジオが輸出の花形だった時代で、それが対象になつていた。ところが、もう今はそうじゃなくて、VTRだととかラジカセとかあるいは電卓なんといふのもうどんどん変わつてきてるわけです。

しかも、私が申し上げたいのは、要するに日本の輸出が概算で千五百億ドルぐらいで、うちの一千万ドルぐらいが機械ですか。それで、三〇%ぐらいが自動車で、一五%ぐらいが家電であります。ところが、一番中心になつてきてる自動車とか家電というのはこの保険の対象に、まあならないと見てます。ところが、一九七〇年にせずに二・五という半端な刻みでございましたが、民間の負担の部分を依然として残さしていただきました。

それから二つの保険制度の廃止については、通産省が使わせなかつたのじゃないかという御批判でございますが、むしろ今御指摘のございましたように、輸出のやり方自身が変わつてきたんではないかと思います。委託販売というような形での輸出ではなくて、もうみずからが、いい物だからどんどん買ってくださいと、買わなければむしろ我々自分でやりますよと、こういう感じで輸出をするような状況になつてきたために、委託販売保険というのはもうほとんど利用がなかつたのだろうと思ひますし、それから海外広告保険につきましても、民間各社とも一生懸命やつておられまして、保険制度をPRをすればするだけの十分その効果がある、こうしたことなんだろうと思うのですが、現実には自動車なんかもアメリカの

ようなリスクのないところは自分でやつてゐるわけです。それでナッシュアミン危ないところは商社を使つてると、家電も大体同じようないいわけですね。その辺が、少し積極的に取り組まれるという必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(杉山弘君) まとめて何点か御質問がございましたので、お答え申し上げます。まず、てん補率をなぜ一〇〇%になかつたかと申しますと、てん補率を一〇〇%にするのももちろん一事でございますが、法制的にはもちろん一〇〇%にすることも十分可能だと思いますが、從来、輸出保険におきましてはてん補率を一〇〇%にしないで、ある程度民間のリスクにお任せする部分も置いておく、そうすることが保険制度自身の適切な運用のためにもいいのではないか、こういうことでございましたので、今回もその原則に従いまして、一〇〇%にせずに二・五という半端な刻みでございましたが、民間の負担の部分を依然として残さしていただきました。

それから二つの保険制度の廃止については、通産省が使わせなかつたのじゃないかという御批判でござりますが、むしろ今御指摘のございましたように、輸出のやり方自身が変わつてきたんではないかと思います。委託販売といふような形での輸出ではなくて、もうみずからが、いい物だからどんどん買ってくださいと、買わなければむしろ我々自分でやりますよと、こういう感じで輸出をするような状況になつてきたために、委託販売保険というのはもうほとんど利用がなかつたのだろうと思ひますし、それから海外広告保険につきましても、民間各社とも一生懸命やつておられまして、保険制度をPRをすればするだけの十分その効果がある、こうしたことなんだろうと思うのですが、現実には自動車なんかもアメリカの

政策的な効果も乏しくなつてきたと、それに従つて民間の御利用の実績もない、この両方の観点から、今回廃止してもいいんではないかというふうに考へたわけでございます。

それから資本金が少ないという点につきましては、これまでたびたび重ねて御指摘がございました。私どもも全く同じ意見でございますが、現時点で直ちにこれを増額するというわけにもなかなかいかない事情も御理解いただきたいと思いますが、可及的速やかに機会をとらえて増額については努力をしてみたいと思います。

それから包括保険の問題につきまして、家電については対象品目に入つてないし、自動車についてはメーカーが組合に入つてないのを使われない、これをもう少し使うようにならうかという御指摘でございました。私ども、できましたら家電につきましても包括の対象にしたいと思っておりますし、自動車につきましても、メーカーが直輸出している分も組合に入つていただいて掛けていただきますと、保険収支計算上は非常に楽になるのでございまして、ぜひそういう方向でおこなうことです。それで、もう少し御指摘のように、むしろ人らしいことないしは品目に対象になつてないこと自身が輸出者として望ましいと、こういう感じでございますので、これは輸出保険、強制保険でないものでござりますから、なかなか難しいわけでございますが、例えば自動車のような場合、そなだとしますと、後進国向けの部分についてはもう包括から外すと、むしろそれとどちらがいいかというくらいの選択を迫るということは可能だと思いますのでございまして、そういうことは考えてみたいと思ひます。したがいまして、引き続き努力はさせていただきます。

○木本平八郎君 ゼビその辺は、保険だけじゃなくて、やっぱり不公平のは正といふ点からもぜひ努力を続けていただきたいと思います。

それで、まだ時間はあるんですけども、皆さん相当お急ぎのようなので簡単にしたいと思ひ

まち。

最後のテーマなんですかけれども、私、実はおと
くい通産省の五階へ行きました、保険課の部屋を
見に行つたわけです。もうこのごろ物すごく忙し
くて大変だというので、どういう仕事ぶりかと思
いましてそつと行ってみたんですがね。見たら、
確かに忙しいわけです。ところが、私の感覚では
どうもやっぱりお役人仕事だから能率が悪い、極
めてビジネスライクじゃないという感じはするわ
けです。普通のときならないんですけれども、これ
だけカントリーリスクがなにしてきて業務が増
大してきますと、少しやはり仕事のやり方をお考
えいただかなきゃ対処できないんじやないかとい
う気がするわけです。それで民間のときにこんな
ことを言ふとすぐまたしつべ返しを食うんだけ
れども、こういう際ですから言わせていただき
たいのですけれども。それで私の経験でも、今局
長、課長みんなおられますけれども、大体一年か
二年で交代されるわけです。ところが、この輸
出保険だけは普通の通産行政とはちょっと違うと
思ふんですね。やはり経験だと知識の蓄積みたいな
いなものが必要なんじやないか。それにはちよつ
と一、二年というのは早いという感じするわけで
す。それからちよつとややこしいこと、求償なん
かの問題で説明に行きましたも皆さんお忙しいか
ら、聞いていてわかつたって处置するまでにまた
転勤されちゃうと、新しい方にまた説明するとい
うことで、大きな問題のあるのはどんどんどんど
んこう積み重なっていくわけですね。きのうもち
ょつと課長の机を見たらやっぱりそれらしい書類
が大分たまっておるわけです。そこで私ども、課
長とかそういう局長まで行くのはどうかしりませ
んけれども、今のこの保険行政というのは非常に
大変だと思うんですね、その辺。ところが、権限
が集中している、仕事が集中しているのにまた国
会の答弁が何かについていかなきやいかぬとかな
んとかで忙しくてみんなペンディングになっちゃ
つているという感じするんです。そこで、これは
そういうことがいいか、できるのかどうかしりま

せんけれども、まだ一点は、こうじうのをこの際

民間に、例えは財団法人の輸出保険協会ですか、これがどういうことをやっているか全然知りませんけれども、そういうところへむしろ移管されるというのがどうかということが一つ。それからもう一つは、それをとりあえず当面今前田審議官がおられますけれども、審議官のような方でこういう決済をされる方を置いておいてただいて、それでどんどんそっちの方を進めていただくようなことができないか。これは審議官も局長も課長も同じだということかもしれませんけれども、私いれども、何か特殊な担当を特別に置いていただきやそれは人事政策としては同じかもしれませんけれども、このままじゃもう事務的にもパンクしないでどういたしまして、この二点をちょっとお伺いしたいんです。

○政府委員(杉山弘君) 保険金の支払いも膨大なものになってきておりますし、限られた人数でござれに対処するというのは非常に変なことでございまして、まず私ども今考えておりますのは、であります。ただ事務を徹底して機械化、合理化をしてみたい。特許につきましてもペーパーレスといふとをかねてからの懸案として通産省はやつてゐるわけでございます。輸出保険事務につきましてもぜひそういうことを少し考えてみたいと思つております。

それから、民間委託をおっしゃいましたのは、その輸出保険自身を民間でやらせるということだとしますと、これはリスクの大きさからいってなかなか難しいということは御理解いただけるかと思いますけれども、むしろその事務処理の簡素化として一部のものをやらせられないかということだとしますと、むしろまず徹底して機械化をやるとか、そういう御負担はあるとは甘受をして、いたたくようなことになるかもしませんが、そういうことを含めましてできるだけ事務の合理

化、機械化はやつてみたいと思います。

それから、人事の問題につきましては、大臣もここにいらっしゃってよく御承知だと思います。私の方から人事担当の方にも今そういう御意見があつたということは帰りまして十分連絡させていただきました。

○木本平八郎君 まだ時間もありますし、聞きたることも多いいろいろあるんですけど、大体肝心なことをお聞きしましたんで、いろいろお急ぎの何もありますので、ただ最後に一つだけこれは要望なんですけれども、何かやはりこち実際におやりになつていると保険の業務自身がもう至上だというふうに思い込まれると思うんです。しかしながら、やはり木本転倒をしないようどこにその本来の目的があるのかということをもう一度見直していただき、ぜひ輸出振興に役立てるよう御協力いただきたいと思うんです。これでもつて私の質問を終わります。

○委員長(齋藤栄三郎君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(齋藤栄三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は贊否を明らかにしてお述べ願います。

○橋本敬君 私は、本法案につきまして、日本共産党の反対の理由をごく簡単に表明いたします。

第一は、代金保険と手形保険のてん補率を引き上げる問題であります。

我が国の輸出保険制度は、大企業中心の輸出促進策の一つとして活用されてまいりましたが、その制度は輸出保険審議会も諸外国の保険制度と比較しても遜色のない状況にあると認めているところでありますし、加えて現在貿易黒字も二百三十三億ドル、史上最高という、こういう状況のもとでありますから、てん補率の引き上げなどでこれ以上の改善をする手段の必要はないと思うのであ

ります

いかがいませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(高麗栄三郎君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

○委員長(高麗栄三郎君) 次に、機械類信用保険法の一部を改正する法律案及び織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、機械類信用保険法の一部を改正する法律案について趣旨説明を聽取いたします。小此木通商産業大臣。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 機械類信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

機械類信用保険制度は中小企業の設備近代化及び機械工業の振興等を目的として昭和三十六年に創設され、以来政府が特別会計のもとで運営してきた機械類に係る割賦販売契約、リース契約等の取引につき信用保険を行う制度であり、中小企業政策の観点からも極めて意義の大きい制度であります。

近年、機械類信用保険の規模は急激に拡大し、昭和五十八年度末における保険引受け残高は約一兆円と五年前に比し三倍強にも達しております。また、今後におきましても中小企業のオフィスオートメーション化、コンピュータ化の急速な進展等が予想され、これに伴い電子計算機及び事務用機器等を中心に本保険の利用の伸びが見込まれるとともに、昭和五十七年度に追加されたプログラム保険についても今後その利用が本格化するものと見込まれます。

このように機械類信用保険事業の業務量の増大が確実に見込まれる状況の中で、同事業の運営の一層の効率化及び円滑化が急務となつてきています。このため政府としては、従来特別会計のもとで政府みずから運営してまいりました機械類信用保険業務を中小企業信用保険公庫に移管するこにより、機械類信用保険の事業規模の増大的

確に対応し得る体制の整備を図ることとし、同業務の移管を行うために本法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、從来政府が行つてまいりました機械類信用保険の業務を中小企業信用保険公庫が行うものとする 것입니다。

第二に、中小企業信用保険公庫に機械類信用保険運営基金を設け、特別会計の廃止に際し政府から出資があつたものとされた金額をもってこれに充てるとともに、機械類信用保険業務に係る経理についてはその他の経理と区分するものとするごとであります。

第三に、機械類信用保険特別会計法を廃止する

こととし、機械類信用保険業務に関し国が有する権利義務は中小企業信用保険公庫が承継するものとすることになります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます。

ようお願い申し上げます。

○委員長(高麗栄三郎君) 次に、織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案について趣旨説明を聽取いたします。小此木通商産業大臣。

○國務大臣(小此木彦三郎君) 織維工業構造改善

案につきまして、昭和四十九年度からその提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

織維工業につきましては、現行織維工業構造改善臨時措置法に基づきまして、昭和四十九年度からその知識集約化を目指して異業種間連携を軸と

した商品開発力、技術開発力を強化等を内容とす

る構造改善事業を実施してまいりましたが、近年、消費者ニーズに対応した高付加価値品、差別化品を供給し得る体制が次第に形成されつつあるなど我が国織維工業にも新たな発展の可能性が芽生えてきております。

しかしながら、この間の我が国織維工業をめぐら

る内外環境は、当初の予想を上回るまことに厳しくなっております。すなわち、昭和五十四年の本法改正直後に発生した第二次石油危機に伴う景気の後退により織維工業は厳しい不況に見舞われ、多くの織維事業者は前向きの構造改善に取り組む余力を欠くという事態に立ち至りました。さらに、最近においては、発展途上国との追い

上げがこれまでの価格競争力の面にとどまらず、我が国が優位を保つている非価格競争力の面でも強まっております。また、国内においては、需要構造の高度化に伴い供給面での多品種少量短サイクル化の急速な進展に対応していく必要が生じており、我が国の織維工業は新たな課題に対応しつつ一層の構造改善を図っていくことが必要となつております。

これらの状況を踏まえ、織維工業審議会及び産業構造審議会におきまして、今後の織維工業及びその施策のあり方にについて慎重な審議が重ねられており、我が国の織維工業は、今後とも非常に厳しい内外環境下に置かれることが予想されるが、織維事業者が技術革新と創造性を軸に迅速かつ積極的な構造改善を進めることにより、先進国型産業として新たに発展していくことが十分可能であること及び政府としても構造改善の困難性、緊急性にかんがみ、織維事業者の自主的努力を側面から支援するため、本法律を五年間延長し、その一層の促進を図るべきであることを主たる内容とする答申を得た次第であります。

政府といたしましては、この答申に沿って政策を進めるため本法律案を提案することとしたいたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、この法律が廃止するものとされる期限につきまして、從来、本年六月三十日までとなつてゐるものを見たが、昭和六十四年六月三十日まで五年間延長することとなります。

第二は、織維工業の先進国型産業への転換のかぎを握る技術力の強化を図るために、織維工業構造

改善事業協会の業務につきまして、織維事業者に對して技術指導を行なう者の養成及び研修の業務並びに新技術の開発及び導入を促進するための調査研究及びその成果の普及研究及びその成果の普及の業務を追加することであります。

何とぞ、慎重に御審議の上、御賛同くださいます。

○委員長(高麗栄三郎君) 以上で両案の趣旨説明はこれにて散会いたします。

午後五時二十分散会

四月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

織維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の一部を次のよう改訂する。

第四十条第一項第四号中「及び」を「、織維事業者に対する技術指導を行う者であつて当該指導に必要な技術及び知識を有するものの養成及び研修並びに」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 織維工業における新技術の開発及び導入を促進するための調査研究及びその成果の普及

促進するための調査研究及びその成果の普及

促進するための調査研究及びその成果の普及

促進するための調査研究及びその成果の普及

促進するための調査研究及びその成果の普及

促進するための調査研究及びその成果の普及

促進するための調査研究及びその成果の普及

促進するための調査研究及びその成果の普及

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(地方税法の一部改正)

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十五条第五項中「昭和五十九年六月三十日」を「昭和六十年一月一日」に改める。

昭和五十九年五月七日印刷

昭和五十九年五月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局